

平成30年3月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成30年3月5日

○出席議員 14人

1番 藤 本 治 君	3番 久 我 恵 子 君	4番 照 川 由美子 君
5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君	7番 戸 坂 健 一 君
8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君	11番 松 崎 栄 二 君
12番 丸 昭 君	13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君
15番 岩 瀬 義 信 君	16番 寺 尾 重 雄 君	

○欠席議員 1人

10番 末 吉 定 夫 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 酒 井 清 彦 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 植 村 仁 君
介 護 健 康 課 長 大 森 基 彦 君	福 祉 課 長 関 富 夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 高 橋 吉 造 君
会 計 課 長 菰 田 智 君	教 育 課 長 岡 安 和 彦 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 大 野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡 辺 茂 雄 君 議 事 係 長 原 隆 宏 君

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の
制定について

議案第12号 勝浦市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定
について

- 議案第13号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 勝浦市国民健康保険条例及び勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 勝浦市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 平成30年度勝浦市一般会計予算
議案第22号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計予算
議案第23号 平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 平成30年度勝浦市介護保険特別会計予算
議案第25号 平成30年度勝浦市水道事業会計予算

開 議

平成30年3月5日（月） 午前10時開議

○議長（岩瀬洋男君） ただいま出席議員は14人で、定足数に達しておりますので、議会はここに成
立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（岩瀬洋男君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第12号 勝浦市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について、議案第13号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 議案第12号 勝浦市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について、質問をいたします。この議案第12号は、新しく条例を制定しようとするものであります。資料といいますか、市長からの提案理由の説明等々にもありましたけれども、条文を読んでみますと、非常にわかりづらいといいますか、法律というものは、みんなこういう書き方になっているのではないんですけれども、ただし、議案資料という形で、わかりやすくまとめていただいた資料をいただきましたので、それを見ながらお聞きしたいと思いますが、この条例を制定する経緯等と目的については既にご説明がありました。その中で、今、名木・木戸地区においてはほ場整備を進め、そここのところに、地区の合意のもと、新たに中間管理権を設定していくということになります。この中間管理権を設定していく中で、設定し移転した農用地の所有者、それから、賃貸借または使用貸借によって権利を受けている耕作者に対して徴収をする、違反といいますか、特別徴収金を付するためにこの条例を制定していこうということになるんですけれども、いただきました議案資料の説明書の中を見ていきますと、例えば名木・木戸地区において、平成30年度から事業計画が公告されまして、平成35年度に工事が完了する。平成36年度から平成43年度までの8年間を、徴収の対象となる期間というような形で説明があります。工事が完了してからの8年間というものが、どういう理由なのかといいますか、中間管理権を設定するのが8年間なのか、私の感覚でいくと、当然10年とか20年というのが管理権設定される期間というふうに想像するんですが、そもそも、この中間管理権の設定期間というものは何年になるのかについて、お聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。名木・木戸地区におきますほ場整備、農地中間管理機構関連農地整備事業に係ります農地中間管理機構への管理権の設定期間は、通常15年でありますけれども、公告までの期間等々、事務手続の期間1年間の余裕を見まして、現実的には16年間の設定であります。

もう一つ、8年間ではというお話ございましたが、徴収期間で工事後8年間と定めるには理由がございます。これは国の補助を受けて行う権限事業でございます。国の補助金の扱いにつきましましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのがございまして、ほ場整備の場合、完了後8年間は、譲渡であったり、ほかの用途に変えたりという、本来の事業効果を損なうようなことは認められないことになっております。この8年間の期間中に今申し上げました行為等があった場合には、補助金返還という措置になります。農地の所有者ですとか借受人に対しましても、補助金返還と同等の市町村への負担金の返還ということで、8年間と定めさせていただくものでございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 農水課長からご答弁をいただきました。16年であるものが、国の補助事業で行った等々、今の理由で、8年間ということでありました。そういうことであれば、8年の理由というものもわかりました。

あと、名木・木戸地区という形で、初めてこの条例を適用するような形になるかと思いますが、同様に、今進められている大森地区ですとか、大楠地区とか、ほかの地区においても、今後、この中間管理権を設定した場合に、この特別徴収のこの条例というものが適用されるような形にな

るかと思いますが、ほかの地区においてもそういう形でよろしいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。現在、市内で推進している地区が3地区ございまして、今回条例化を目的しておるものは、一番最初に事業着手となる名木・木戸地区への対応を設定したものでございます。残り大森と大楠につきまして申し上げます。大楠地区につきましては、県営ほ場整備事業を推進しておりますが、現段階では農地中間管理機構関連整備事業の要件を満たさないということで、地元協議、県と連携しまして、いろいろ話し合いを進めてまいりました。その結果、せんだつての地元の協議で、違うメニューで、このメニューではない、経営体育成基盤整備事業を進めていこうと、現時点ではそのようになっています。

その大楠は違う事業を進めた場合にも、実は特別徴収金は法律で課されるようになっております。内容的には、期間の捉え方が大きく異なります。経営体育成基盤整備事業で行った場合は、工事完了から、翌年度8年間の間に、転用とか用途を変えた場合について、特別徴収金を取るように、法のほうではできると定めております。ただし、今回の条例につきましては、農地中間管理機構関連農地整備事業に限った条例でございます。大楠で違うメニューで進めているに当たりましては、徴収対象期間、工事完了、それらを踏まえまして、条例の整備については、そのふさわしい時期に整備したいと、このように考えております。

もう一地区の大森でございます。大森につきましては、地域の話し合いで、あと、要件からして、名木・木戸地区と同様に、農地中間管理機構関連農地整備事業を進めるということで、県と連携して、今、市も一体となりまして、土地改良区ともども推進しているところであります。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 今進められている名木・木戸地区以外の大楠地区と大森地区において説明いただきました。大楠については、経営体育成等々でしたね、正式名称は私のほうでは把握できませんが、その事業に適用になるということで、そうなってくると、また新たな条例制定が必要になってくるというふうに私は解釈しました。いずれにしても、今回この特別徴収に関する新しい条例制定になります。逆に言えば、この条例が適用されないようなことが一番望ましいんですが、こういう中間管理権を設定するに当たって、この条例は制定していかなければいけないということだったと思います。答弁の説明で、大方私のほうは把握、理解できましたということで、答弁は結構でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 議案第13号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、説明書を読みますと、座っている方は皆さん7級ですね、7級の職員について、平成30年4月1日から当分の間、給料を減額措置するということの条例改正ですが、これを減額するに至った経緯と、当分の間とはいつまでなのかについて、まず、2点お聞きします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、一般職の給与の一部改正についての経緯ですが、今回、これにつきましては、ラスパイレス指数と申しまして、国の給料を基準として、それを100とした場合、これは勝浦市ではなく、各市町村全部ラスパイレス指数を出しているんですが、

勝浦市におきましては101.7。つまり100が普通であり、それ以下だと国の給料よりも低い。100を超えるということは、国の給料よりも基準が高いということになっております。そんな中で、勝浦市が101.7ポイントというふうになっております。これを県内の市町村と比べますと、勝浦市は9番目に高い自治体となっております。今回たまたまマスコミ等には発表されませんでした、同率7位で、8位までは今年の新聞等には出たんですが、勝浦市においては9番目ということで、たまたま出ないにしても、やはり高い位置にいる。このようなことから、報道発表されたところは、当然見直しも出てくると思います。本市につきましては、このままやらないと、またどんどんラスパイレス指数が上がってきて、このラスパイレス指数につきましては、県また国から、高いところは直しなさいというふうにいるいろいろ指導が来ております。これを余り無視したようなやり方になりますと、県のほうの話は、行く行くは交付税の算定の影響にも及びますよというようなことから、今回、7級である我々が、課長連中、ここにいる16名全員ですけれども、一応ご理解いただきまして、給料から2%の減ということになりました。

当分の間ということでございますけれども、まず、今言ったように、県内の平均が100.8と言われております。ですので、少なくとも、その平均ぐらいまでには落ち着くような形にはしていきたいかなと思っております。

なおかつ、あわせて、2021年度から、いわゆる国家公務員の定年の引き上げの話が出ております。国家公務員が出るということは、地方公務員のほうにも当然出てくるんですけれども、そうなりますと、定年制が引き上がるということは、当然給料の額もいろいろな形で見直しが図られると思います。そのようなことも加味して状況を見ていかなければいけないということになりますと、少なくとも、そのぐらいまでは状況を見て、当分の間というふうにしてございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） ラスパイレス指数のということで、その辺はわかりましたが、7級の課長職の皆さんだけ対象ということになります、実際、それ以下の1級から6級の、係長以下の人たちは、皆さんもそうですけど、生活給という中の基本給なので、勝浦は9番目に高いというのは、実は私驚いたんですけど、昔は100を切っている状況がずっと続いていて、勝浦市は県内市町村で一番低い、町村と比較してもそんなに差がないような給料体系ですが、体系としては県の給料表を使っていますので、県のほうも、国と比較すれば、それなりに高い。千葉県の場合は、全国から見ても非常に高い地域は地域です。高いところは107とか、昔は110というのもありましたから、国よりも断然高いんですが、勝浦は101.7ということですが、これは全体として101.7なのか、課長職だけを比較したらどのくらいになるのかという数字が出ているかどうかわからないけど、全体としては101.7で、県内平均が100.8だということですので、当分の間ということになると、今度さらに給料の引き上げをしないという場面も出ちゃうんじゃないかと思います。県全体を見ると、富里でしたか、1級から全部、市町村を間違えていたら申しわけないですけど、全体を引き下げるという中において、これをやるのであれば、ラスパイレスで話は違うかもしれないですけど、ラスパイレスだから国の基準、これ特別職に置きかえたら、それは全然話違うよということになるかもしれないけど、その辺も考えることも必要ではないか。どうせ給料を下げるという意味からすれば。じゃあ、議員のほうも下げろよという話になるかもしれませんけど。課長職だけを下げればいいのかという問題ではなくて、勝浦市の職員全てを含めて一度見直すことも必要では

ないか。私的には、これは、せっかくもらっている給料を下げるということに対して、ちょっと抵抗あるんですけど。

もう一つは、勝浦はもう恐らくなくなっていると思うんですけど、ほかの市町村は手当がまだ結構あるんです。手当でカバーしている部分があるから、下げても、国にない手当を支払えば給料は相当いいはずなんですけど、勝浦は手当もない形で下げるのは、私としては課長職の皆さん、これは大変だなあという思いがあります。

そういうところで、当分の間ということですが、全体的に今後給料体系は、今まで国、県のものを参考に勝浦市は決めていますので、今後の給料体系のあり方について、副市長あたりから、今回課長だけが対象ですが、自分たちも含めて、全員を含めての考え方について、ラスパイレスが高いから下げるというだけの話ではなくて、そういうものについて、お考えをお聞きます。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。勝浦市が101.7ということですが、これは勝浦市の全体の平均です。それで、経験年齢別にも一応試算をしております、40歳程度、40代半ばぐらいまでの経験年数20年から25年につきましては99.7ポイント、要は100を下回っております。前後してしまいましたが、20年未満につきましては98.1と、それよりもさらに低い状況になっております。どうしても高くなってくるのが、25年から30年が100.6、今日出ている課長の関係ですが、大体30年から35年が107.5、35年以上が105.9と、7級の課長が非常に高いということから、まずは課長の皆さんにご理解いただいて、下げるというような考えでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えします。給料のカットとなりますと、先ほど議員おっしゃったように、生活給、これを下げるということは、本来は執行部としてもしたくないんですけれども、現状とすれば、県内でもラスパイレスがかなり高い、ましてや課長級のラスパイレスが非常に高いとなりますと、今後、交付税の算定にも影響してくるというふうに国、県から指導を受けていますので、それを踏まえ、予算の中の人件費の占める割合、これは経常経費の最たるものですので、人件費の削減は、いつの世も、これまでもずっと議会のほうでも、執行部のほうでも言われておりますので、今回、課長の給料を削減しましたけれども、今後も、ラスパイレスの状況、他市町村の状況も踏まえて、そのときにあわせて検討せざるを得ないということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） お話はよくわかりました。課長職の皆さんの理解が得られているということです、それをどうのこうの言うつもりありませんが、給料については、仕事に与える影響も大きい部分がありますので、7級以下の1級から6級については、職員組合が構成されていて、その組合員になっていて、交渉とか、そういう部分の話があると思いますが、課長になれば組合から離れますし、市に対しての責任も出てきますので、そういうところから今回提案されてきたんだろうと思います。

あと、今聞いたところによると、若い世代は100を下回っていますので、100に限りなく近いことは近いんですが、その辺を、今後の給料と、いろいろ昇格とか、そういうものにも影響すると思いますけど、なるべく職員の方の、そういうものに対して影響が出ないような対応をしていただければと。ともに、我々も含めて、もらう給料、もらう報酬については、いま一度再考する必

要もあるのかなと考えます。答弁は結構です。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） では、議案第11号につきまして、これは大都市以外の市町村にも権限が移譲されるということで、条例を制定しようとするものですが、なぜ権限移譲されるのかということと、これによって何が変化するのかということをお尋ねします。

続いて、議案第12号につきまして、課長職の方々の給与の減額ということですが、そのことによる影響というのは、課長職の方々のラスパイレス指数が適正化されるということにとどまるものなんでしょうか。それがほかの職員全体の給与の評価に影響を及ぼすものなのか、全体としては低い水準にあるというようなご説明と受けとめたんですが、圧倒的な職員の現在の給与面での待遇というのは、どういうレベルにあるのか、そのことに対する影響は今回の措置でどうあるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず第1点目の、なぜ権限移譲されるのかということ、その目的でございますが、これにつきましては、保険者機能の強化というところが挙げられます。これは介護保険の保険者であります市町村が、介護支援専門員の指導とか支援にかかわること、また、地域包括ケアシステム、これは高齢者の方を地域で見守りましょうということを推進しております市町村が、高齢者の自立支援に向けて重要な役割を担います居宅介護支援事業所の介護支援専門員、あるいは事業所と積極的にかかわるところを目的として権限移譲されるものでございます。

これで何が変わるのかといいますと、実際、県がやっております事務が市町村においてくるわけでございますが、市町村といたしましては、居宅介護支援事業所の開設申請受付と指定と、また、事業所に対します指導の実施、あと、監査の実施が入ってきております。この条例につきましては、居宅介護支援事業所が、市がつくります条例を遵守して事業を行ってくださいといったようなものでございますので、これにつきましては直接被保険者のほうにかかわることではございません。ただ、事業所を通じまして反射的に被保険者のほうにかかわることは可能性はございますが、基本的には、事業所には、この条例を守って事業の運営をしてくださいといったようなところが規定されているものでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、今回、7級の課長職に対しての減額でございます。これに関しては、あくまでも課長職だけの影響でありまして、それ以下の、6級以下の職員に関しては、一切影響はありません。課長職を減額することによって、本市のラスパイレス指数101.7がどの程度ということでございますが、あくまでもこれは試算でございますが、県内の平均100.8ぐらい、要は100.9とか、100.8とか、それぐらいになれる試算ではございますが、これについては正確な数字というのはまだつかめておりません。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 済みません。漏らしたので、議案第12号につきましてもお尋ねをしたいので、最初に申し上げておきたいんですが、特別徴収金の対象となる、具体的な、どういう場合にというのをご説明をいただいて、それが今想定されているわけではないとは思いますが、具体的にどんな場合が特別徴収金を徴収する対象となるのかをイメージができませんので、ご説明い

ただきたいと思います。

それから、6級以下の方々への影響といいますか、6級以下の方々の、県内でのレベルですけれども、若い方々が低い、全体として100を超えているということですが、一番低い層、どういうレベルの方々が低くて、この間、若年層への給与を厚く改定するということは何回か繰り返して行われてきたと思っているんですけれども、そのことがまだまだ十分でない、今後もそれが必要だというレベルなのかどうか、100を超えているとはいえ、年齢や経験年数によってはレベルは違うようなので、若い方々のレベルは現状どういうレベルにあるのか、何が課題なのかというのをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。徴収金の対象となる行為でございますが、一つとしては、農地転用です。工事完了後8年間の間に、工事が完了していたとしても、営農を中断するような転用の事実があった場合には徴収することとなっております。

もう一点ございまして、農地中間管理権を解除した場合、これも徴収の対象となっております。何らかの理由で営農を断念して中間管理権を解除するに至った場合と、マニュアルではそのようとなっております。何らかの理由ということがお尋ねの件だと思いますが、例えば、そこを離れて離農するに至ったとか、それをまた、人が変わったとしても、営農が継続されることが認められれば徴収の対象にはならないというQ&Aもございます。内容といたしましては、所有者が亡くなられて所有者変更するに至った場合、特別徴収金の対象となるかといったら、これは営農が継続していますので、あくまでも名義が変わることによりますから、営農の継続性というのが、双方、先ほどの転用もそうでしたけれども、解除の件についても、営農の中断、これが事実として認められた場合には徴収金を徴収する。わかりづらいかもしれませんが、中間管理権の解除につきましては、受け手側でも営農する能力ができなくなったりして、ほかに引き受け手がいない、その土地自体の営農が継続できない事実があった場合には徴収する。そのようになっています。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。今回の条例改正の中で、若年層に関しての手当的なものというふうに理解しておりますが、先ほど鈴木議員にも申し上げましたように、20年以下の経験年数の方はラスパイレスが98.1、20年から25年が99.7、25年から30年が100.6と、おおむね水準に見合っているということになっております。それで、もう既に議員のほうより可決させていただきましたが、一般職の給与の改定で、今回、人事院勧告及び県の人事委員会の勧告によって、給料表の改正もございました。その改正については、平均の改定率は0.2%ではございますが、内容的には若年層に重点を置いた給料表の水準を引き上げたというようなことにもなっておりますので、今後におきましても、人事院の勧告、また県の人事委員会の勧告等に従いまして、若年層については、それに沿って改定はやっていけるのかなと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 1点だけ確認させてもらいますが、今回の給与表の改定によって、今おっしゃった20年未満の方々のレベルというのが算定されているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。今回の給料改定以前、要は平成29年の給料によっての算出でございますので、これプラスまた新たな今回給与改定がございますので、そういう計算というか、これとはちょっと違う形になります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号、議案第12号及び議案第14号、以上3件は産業厚生常任委員会へ、議案第13号は総務文教常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第15号 勝浦市国民健康保険条例及び勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、以上6件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは、議案第20号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、伺います。議案の説明において、この条例の改正の理由として、少子高齢化に対応するためというふうに説明がありました。確かに、消防団の定数確保は非常に難しい状況の中で、近隣市町村に住所を構えている方にも入団資格があるとすれば、一定の効果はあるものと思いますが、しかし、実際には、火災であつたり、災害であつたり、特に夜間、住所が市外にある方が消防団員になったとき本当に活動できるのかという心配もあります。少子高齢化が条例改正の理由であるとするならば、定数維持を図るためというのも大事ですけれども、市の現状に即した定数も今後考えていく必要があるのではないかと思います。

そこで質問ですけれども、勝浦市の消防団条例の6条を見ますと、消防団の定数は423名になっていたかと思うんですが、この423名になっている根拠があればお示しください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。消防団員の定数でございますが、条例の施行規則にもありますが、各分団ごとに団員の定数を規定してございます。その分団というのが、いわゆる管轄区域も指定されておりまして、そこで何名というような形になっております。では、その各分団ごとに決めた定数でございますが、消防団が活動するのに、まず、消防車、要はポンプ車、いわゆる積載車、可搬車ですけれども、それぞれ各分団ごとで持っている台数が違います。例えば、ポンプ車に係る、操法に係る人員が何名必要なのか、それによってある程度積算をしてござ

います。申し上げますと、例えばポンプ車の場合は、ホース1口に関して3名、プラス予備として3名、ポンプ車の場合、2口ホース口がありますので、それが倍で12名、操作員として1名、班長1名で、合計14名になっております。積載車につきましてはホース口1つでございますが、操法として4名、予備人員として4名、プラス班長で9名、一応そういうような形の根拠というふうに認識してございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ありがとうございます。主として、根拠としては、ポンプ車というか、その消防の設備に係る必要な人員ということだろうと思うんですが、とはいえ、操法に関しては、日々訓練で克服できるというか、人員削減できる面もありましようし、また、勝浦市の現在の人口であるとか、特に生産年齢人口といいますか、30代、40代の消防団員になり得る方々の人口であったり、働き方であったり、あるいは、おかげさまで消防団の設備そのものも、ポンプ車等も含めて新しくなっているという側面もありますので、そろそろ定数について考え直すべきじゃないかなと思います。そこで今回の条例改正に反対するものではありません。必要なものだと思いますが、既に市外から勝浦市内の消防団に参加しているというか、今現在、消防団に入っているけれども、そこから引っ越してしまった方等々もいると思いますので、そういう方々のご意見もしっかり踏まえて、夜間に活動できないとか、実際に火災等があったときに、時間がかかってなかなか来られないという問題もこれから発生してくると思いますので、そういう方々の意見聴取等もしっかり踏まえて、これから先、将来に向けて、定数の見直しや運営について議論を重ねていただきたいと思います。ご答弁は結構です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 同じく議案第20号、消防団条例。前段者のほうで定数の根拠について質問されていましたが、私からは、条文を読んでみまして、率直に、この解釈はどうかという部分を聞いていきたいと思います。

まず、改正条例によつては、「居住する者若しくは勤務する者又は本市の近隣に居住し消防団活動を行うことができる」と認められる者」ということになっています。そもそも、居住するという解釈は、私も現役で消防団をやらせていただいておりますが、住所を有するというふうに表記されていない。居住する。本人が住所は隣の市だけれども、住んでいますと言え、それは居住するという扱いになると思いますし、だから居住するという表現が、なかなかまい表現をしているなというふうに私は今まで思っていたんですが、今度の条例改正も居住する者というふうに明記されています。この居住する者の解釈をどのように考えているのか、まず1点。

それから、今度、市外の方ですけれども、本市に勤務する者という形になります。こういう方が、今度勝浦市消防団員になるわけですから、所属する分団がどこになるのかという話です。いわゆる、我々、数字分団という言い方をしています。今、1分団から6分団までありまして、あとは本部があります。いわゆる数字分団と言われている1分団から6分団というのは、各地域に応じて、勝浦地区では1分団と2分団、興津地区は3分団、上野地区は4分団、総野地区で5分団と6分団があるわけですから、数字分団に所属するのか、いわゆる本部に所属するのか。実際に必要なのは、数字分団の団員の補充が必要なんです、我々は。もう20年、30年選手がいっぱい増えてきている中で、数字分団に入ってくる団員が、後継する団員がいなくて非常に大変だというのが数字分団の現状ですから、こういう形で市内に勤務する方も今度入団されれば、

どのような扱いになるのかという部分が2点目。

もう一つ、これも細かいことで大変恐縮ですけれども、近隣に居住しと書いてあるんです。近隣、これは隣のいすみ市、御宿町、大多喜町、鴨川市までなのか、その辺をどのように考えてこの近隣という表現で条例を改正しようとしているのか、お聞きしたいと思います。

最後、もう一点。これは、あえて今回の条例改正の中に書いてあるんですけれども、第11条、招集です。今の条例はてへんのつかない招集です。今度の条例改正はてへんのつく招集です。これは、私の解釈でいきますと、天皇陛下が衆議院を召集するときはてへんのつかない招集です。その辺で、今回条例改正にあわせて、同じ召集は失礼だろうというような形で直そうというものだとは解釈しているんですが、それで間違いはないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、居住の解釈でございます。前段の戸坂議員からいろいろありましたように、各分団とも団員の確保が非常に困難になっている。これは勝浦市だけではなく、どこの自治体の消防団も同じことが多分言えているのかなと考えます。そのような中から、居住というのは、がちがちに決めていることではなくて、まずそこに住んでいるという解釈のもと、また、消防団は当然ほかの団員もいます。そこにいないのに、俺はここに入るという、いわゆる幽霊団員のものというのは絶対あり得ない、やってはいけないことでございますので、そういう拡大的な意味の中で住んでいるというようなことでご理解いただければと思います。

分団の所属でございますけれども、これにつきましても、仮に、今まで、例えば1分団に所属していました、その方が何らかの家庭の事情云々で、たまたま市外に転居することになりました、その場合、本人はどうしても1分団に所属してやっていけるという、それはあくまでも本人が有事のときにその分団の配員として駆けつけられるということが担保された場合が一番の基本になろうかと思っております。ですので、できれば、もとい分団というのも当然なんですけど、どうしても無理な場合は、消防団員の本部役員ということも、当然その状況に応じてはあり得るのかなと考えております。

それと、近隣居住の解釈でございますが、これも、先ほど申し上げましたように、あくまでも有事があったときに現場に駆けつけられる状況が基本になっておりますので、そうなりますと、考えるに、御宿、大多喜、時間的にというのはあれなんですけれども、15分、30分とか、その辺はいろいろ解釈はあろうかと思っておりますけれども、有事に駆けつけられる範囲内というような意味での近隣というふうにご理解いただければと思います。

それと、招集の関係でございますけれども、一部調べたところ、今まで使っていた召集というのは、非常に身分が高い人が、それ以下の人を集めるようなものに使われる。過去のを見ますと、昔の戦時中の令状だとか、今で言えば、天皇が国会を召集するときに使う字になっておるというように聞いております。もう一つ、今回改めようとするのは、そうではなく、広く、一般的に使われているのは招集でございますので、そういう例に倣いまして文言を変えたということでございます。ですので、議員おっしゃるとおりの考えでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 細かく表現等々について聞いたんですが、場合によっては、規則で定めるといふのがあるんですね。近隣の解釈の仕方等も、いろいろ規則等で定められるかとは思いますが、

1点、勝浦市の消防団員、居住していませんが、勝浦に勤務しているので、新しく勝浦市の消防団員になりましたということ、例えば消防団員に入ります、ただ、当然あり得ないことですが、その近隣の消防団員の方は、当然かけ持ちはできないはずです。これは当たり前のことだと思うんですが、あえて、確認の意味で、かけ持ち消防団員は当然できないだろうということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、課長の答弁の中で、これは条例に書いてありますけれども、あくまでも、団長は市長が任命する。消防団員は市長の承認を得て団長が任命するという形になっておりますので、例えば、実態は、地元の数字分団の皆さんが、地元の、住んでいる、若い、ここに書いてあります、思想健康、身体強健な若者を、俺の後継として団員やってくれないかという形で推薦していくのが実態ですが、こういう形で、条例に沿っていけば、市長の承認を得て、団長が任命することになります。実際に宣誓書を出します。団長から任命書が届きます。そういう形で消防団というのは組織で動く、場合によっては命をかけて活動しなければいけない、とうとい生命、財産を守るために活動する消防団員ですので、湿っぽくなりましたけれども、再質問は、兼職団員は当然いないと認識しているんですが、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答え申し上げます。議員おっしゃるとおり、そういう認識はございません。他の自治体の消防団に所属している者が、新たにまた勝浦市の消防団とダブるようなことはできないというふうに解釈しております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） ここで関連してずっとやっています、私も消防団条例について。話を聞きながら今考えちゃったんですけど、そもそも、この条例改正を提案する理由というか、何か法改正なのか、勝浦市独自なのか、それについて。というのは、近隣に居住しというところがありまして、これは、例えば仮に御宿町、大多喜町、今言われたように、どこまでかということではなくて、そちらでも同じような条例改正をしているのかどうか。勝浦市だけの独自なのかということになります。

もう一つ、この際、最近テレビなどでも報道されて、新聞でも報道されていた部分があるんですけど、国際武道大学があって、そこには18歳以上の学生が、今年は入学生がすごい少ないらしいですが、少なくとも2,000人弱の学生がいる中において、そういう自主的な消防団活動みたいなことが学生の中でできるのかどうかについて、そういう検討をされているかどうか。場所によっては、地方の大学によっては、やはり消防団員が少ないという中において、大学に消防団的な活動の団体をつくってもらっているところもあるようです。もう一つは、消防署OB、消防団OBというのは結構いっぱいいるんです。実際もう定年退職した後、または消防団を終わった後に、結構技術を持っている人たちがいるわけで、通常、消防団は有事のときの、これは時間限定してもいいと思うんですけど、例えば昼間のそういう消防団の活動をする事態になった場合、OBの方にも対応してもらうような対策、勝手に出ていって事故でも起こしたら大変なことです、ちゃんと担保したそういう活動を、今後考えてもいいのかなと。結局は、消防団員のなり手が今少ないんですよ。私も11年やったのかな、そのころは消防団に誘いに来るのを待っていた時代でありまして、私も地元で勤めていたので、消防団、来ないかなというふうな形がありましたけど、今、消防団を頼みに行っても親に断られてしまうという話も聞きます。そういうことからし

て、なり手も少ない中で、これからの消防団活動をするに当たって、できる人にやってもらう部分も必要ではないか。その辺について今後考える必要があるかなということで、今急遽の質問だったので、考え方で結構です。答弁願います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、条例の改正に至った根拠、経緯でございますが、本来、先ほど申し上げましたように、過去に消防団員だった人が転出したというのが、過去5年ですが、12人程度でございます。この中には、やめたくはなかったんだけど、条例上、要は規則上できないというようなことも、もしかするとあったのかもしれない、そのようなことから、そういうものも対応できるようにということと、あと、近隣に関して、大多喜町、御宿町、いすみ市に関しましても、既にうちの今回改正を出している条例内容とほぼ同じような内容になっております。本市だけが市に居住する者だけという規定になっておりましたので、別に他の自治体から消防団員を取るとか、そういう問題ではなくて、そういうものは一つの同じレベルとしてやったほうがいいのかということもありまして、今回条例改正に至りました。

それと、武大生をいろいろ使ったらどうかということでございますが、平成29年度におきましては、武大生は1名、これは本部付ですけれども、消防団員として一応入っております。結果的に、多分、もう4年生なので、卒業してしまえば抜けるんですけれども、武大のほうも、消防団の活動に関しては非常に前向きに考えておりますので、今後も、うちのほうも、武大生に対しては勧誘等行っていければと考えております。

また、武大の中での、そういう組織ができないのかというふうになっておりますけれども、県内の、銚子のほうですけれども、危機管理的な大学については、一部そういうサークル的な考えですけれども、消防の組織をサークルで学生がつくっております。ただ、勝浦の場合、武大ということで、生徒たちの意識もそういうのにつながりにくいのかなということで、現在そういう動きはございません。これにつきましても、今後いろいろな話の中で学校とも話していければと考えております。

最後の、OBの起用の関係でございます。確かに経験もあるので、若手の人材育成というようなことでは非常に有意義なのかなと思います。ただ、条例にもあるように、思想健康、身体強健というのが、OBに、当てはまる人がいればよろしいかと思うんですが、なかなかそういうのも厳しい。そういう面でいくと、若手の人材育成ということでスポット的にやるというのも、考え的にはあるのかなと思いますけれども、それにつきましては、今後、消防団の役員会議なり、また消防委員会もありますので、そういうところでいろいろ検討していければと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 質疑の途中でありますが、11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 話はわかりました。それで、武道大学のことと、OBの関係ですが、武道大学のほうも、結局、消防団活動というよりも、授業中火災がありました、はい、出動しますとい

うことはまずあり得ないし、できない話なので、例えば、今騒がれている津波とか、要は、消防団活動中のバックアップというか、そういうものについて対応してもらえるような組織をつくってもらえれば、よりいいのかなと思いますので、そういう話を、いろいろ検討していただいて、進めてもらえればと思います。

OBの話ですけれども、私も実際OBで、自分の経験から言うと、近隣で火災があった場合、消防団からすれば自分らはもう一般の人間なので、行って手を出すことは絶対できません。もし何かあっても補償もしてくれない。ただ、現場を知っているし、水利も知っているしということになると、手伝っちゃうわけです。結局、行って、ホースを展張したり、または、水利をどこにつけようとか、結構近くだと現場に行くものですから、それも実際やってはいけない話だと思うんですけど、そういうものをやれる人がいっぱいいるんです、実際。消防署のOBの方も来ています。ああだ、こうだ指示するんですけど、指示は一本化しないとうまくいかないの、地元の消防団OBなり、消防署OBなり、そういうノウハウを持っている人が対応してもいいようなものを何かつくっておいてもらえるといいのかな。それは限定して、みんながやるんじゃなくて、消防団OBであったり、消防署OBであったりした方は、そういうところで若干の手伝いをしてくださいよ、組織に入らなくても、それができるようなことがあるといいかなということで、以前から考えていたものですから、お話しさせていただきました。それについてはまた検討していただければいいかと思いますので、以上で終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第15号につきましては国保運営協議会の規定、それから議案第16号につきましては国保税を県に対する事業費納付金として納めるという、それぞれ改正ですので、今回、国民健康保険の運営主体が市町村から県に移行するというに伴うそれぞれの改正ではないかと理解しておりますけれども、第15号、国保運営協議会というのは、設置することが法で定められていると思うんですけれども、県にこれが設置をされて、勝浦市には、今後、勝浦市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を設けるということなのだと思いますけれども、県の国保運営協議会と、この勝浦市の事業の運営に関する協議会との関係はどうなるのか、この条例改正の趣旨は、都道府県が運営主体になることに伴うものであるのかどうかということです。

16号につきましては、事業費納付金を勝浦で集めた国保税を事業費納付金に充てる、結局、国民健康保険運営を県に移行することに伴う条例改正だということで理解してよろしいのかどうかをお伺いしたいと思います。

次に、議案第17号ですけれども、介護保険料は大幅な上昇という条例改正であります。これは基準額6万3,600円というのが妥当であるのかどうかということで、第7期の計画が事業推計も含めてされたわけですけれども、それが、今回の基準額の大幅な引き上げをもたらすような妥当性があるのかどうかということですけれども、これに基づいて、今年度の介護保険の特別会計の当初予算は、前年度と比べて9.4%の減なわけです。その減の要因というのは、昨年度の予算編成の推計が過大であったということが原因ではないのかと思うわけですけれども、こういう事業推計というのは非常に難しいものだということをあらわしているのではないのかと思うんですけれども、そういう点で介護保険料の大幅な引き上げの妥当性や、推計自体が非常に難しいものではないのかと思う点が今回の予算編成にもあらわれているのではないかと思いますので、そういう点をご説明いただきたいことと、今回、9段階の所得段階別の保険料設定ですけれども、14とか、16とか、

非常に細かく設定している市町村が千葉県内にもあるわけですが、そういうことを勝浦でも行えば基準額をもっと引き下げることができたのではないかと、そういうことで、9段階ではない、もっと細かく細分化するという所得段階の設定というのは、どのように検討され、どう判断されたのかということをお伺いしたいんです。

あと、保険料を払ってしまうと生活保護基準以下になってしまうという世帯については、境界層措置ということで保険料の免除がされるわけですがけれども、42名以上の滞納者があるわけですがけれども、そういう適用を受けた方が一人もいないということですがけれども、それは、きちっと生活困窮状態を把握をされていないんじゃないか、生活保護自体も適用するような方がいらっしゃるのではないかと思うんですが、そういうことが十分聞き取られていないがために適用が一人もいないというような事態が生まれているんじゃないかと思いますので、境界層措置が適用がゼロであるということについては、細かく聞き取って、それを生活支援につなげるような努力が極めて不十分だということではないかと思いますけれども、そのことをお伺いしたい。

次の議案第18号と19号ですがけれども、多岐にわたる改正ですがけれども、今回なぜこういう条例改正をするのかということと、特に、全ての介護施設において、身体拘束の適正化ということで、それぞれ義務づけられている条項がつけ加えられているんですが、このことについて特にご説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての背景といたしましては、今回の持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されまして、県と市町村が共同運営という形態となります。その保険事業運営につきまして、重要事項を審議するために都道府県と各市町村に協議会を置くということを受けて今回条例を改正するものでございます。

県と市町村の運営協議会の役割ということでございますけれども、都道府県に設置される国保運営協議会につきましては、主な審議事項としましては、国保事業納付金の徴収、保険料水準の統一化に向けた審議等、国保運営方針の作成、保険料水準の統一化を図る時期、統一化に向けた課題の解消、その他重要事項となっております。委員につきましては、被保険者代表、保険医または保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険代表となっております。

市町村のほうの国保運営協議会は、主な審議事項としましては、保険給付、保険料の徴収、その他重要事項。委員としましては、県と同様の各種の代表となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。私からは、議案第16号、国民健康保険税の一部改正についてでございますけれども、背景は、市民課長が述べたと同様に、今回、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、市町村は保険税を賦課徴収し都道府県へ納付金を納める仕組みとなりましたことから、勝浦市の国民健康保険税の課税の定義を納付金等に要する費用に充てると、定義変更をするというのが今回の条例改正の意味合いでございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、私から、1点目の介護保険料、今回は6万3,600円に基準額になったことに対します、適正かどうかというところでございます。この介

介護保険料を推計するに当たりまして、介護保険料というのは、平成30年から平成32年度までの3年間の給付費、地域支援事業費を見込みまして、その間に国、県、市から入るお金等々を引きまして、残りでどれだけ集めなければいけないか、それを3年間で平準化したという形で行います。

ごくごく基本的な考えとしては、大体右肩上がりでございますので、初年度につきましては、どちらかというところ、2年、3年でそれを取り崩していくというのが基本的な考えでございます。

今回の推計方法でございますが、まず、第1号被保険者、第2号被保険者、これを推計いたしました。これは1歳刻みの、コーホート変化率法という方法を行ったものでございますが、データは、平成26年から平成29年までの9月末現在のデータを使用しました。結果といたしまして、平成30年度、平成31年度、平成32年度と段階的に減少していく。平成37年度も減少するというようになります。

具体的な数字を申し上げますと、平成29年度は1万2,940人、これは1号、2号合わせての数字です。これが1万2,735人、1万2,534人、1万2,268人と段階的に減っていくということになります。続きまして、要支援、要介護認定者数の推計を考えます。これは、性別、年齢別ごとに認定率を推計いたしました高齢者に掛けて求めるものでございます。このために、高齢化が上がることですので、高齢者数は減少しますが、認定率が高い後期高齢者が増加するために認定者数は増加するという結果となっております。

これをもとにサービス見込み量を推計するわけでございますが、先ほど申し上げました要介護認定者数掛けるサービス別の、あるいはまた要介護度別利用率、それに1人当たりの給付費を掛けて算出いたします。これは全て機械処理で行いますので、細かい率がどうだとかとなりますと、機械の中に入り込まなければわかりませんので、今手元に数字はございませんが、そういう形で推計いたします。

結果として、介護予防サービスの見込み量につきましては、7期の平均値、平成30年から平成32年の平均値と平成29年度の見込み、これは計画値ではなく、実際の見込みを比較いたしますと、32.3%の減になります。この要因につきましては、介護予防の中の訪問介護、通所介護が地域支援事業費のほうに移っているという影響があると考えます。また、介護サービスのほうですけれども、この見込みにつきましては、同様に見ますと、2.9%の増という結果となっております。

このときの数字と、計画値ではなく、実際の決算額と推計値を比較いたしますと、今回はさほど上昇していないという結果となっております。ですので、今回のこの推計に関しましては、現在の決算見込みと見た場合は、さほどプラスはされていないというふうに考えてございます。

これをもとに、今度は保険料を計算するわけでございますが、今回、保険料を引き上げる要因といたしましては、0.54%の介護報酬改定、平成31年10月から予定されております消費税のアップ、これは社会保障費のほうに回すということでございますので、恐らくこれにつきましては処遇改善がされるだろうということで、その見込み、また、国の負担分25%中の5%を使います調整交付金、この算定方法が変わります。今までは65歳から74歳までと75歳以上の高齢者が基本になりましたが、これは3段階、65歳から74歳、75歳から84歳、85歳以上と3段階になりますので、より高齢者が高いほうに、その交付割合が高くなるという結果となります。このため、本市では、大体7.25%程度の交付率、本来5%のところを7.25%交付されておりますが、それが平成30年度では7.16%、平成31年度では7.12%、平成32年度では6.8%ということで減少することになります。

また、同じように引き上げる要因といたしましては、財源構成のほうで、第1号被保険者と第2号被保険者の負担する割合が、現在第1号被保険者は22%でしたが、23%になります。これは1%増加します。こういう形で給付費のほうが上がるといふふうに見ております。

逆に、保険料を引き下げる要因といたしましては、本年8月より予定されております現役並み所得者の3割負担、これによりまして多少下がるということと、あと、介護給付費準備基金の取り崩し、これが考えられます。今回、この準備基金を取り崩さなかった場合を計算しますと、月額5,578円、13.8%のアップとなります。このため、この上昇を抑えるために、7,000万円を給付費を取り崩しまして5,300円にしたということでございます。このような形で介護保険料は給付費の推計を見込みまして保険料を推計したところでございます。

9段階でございますが、確かに11段階、12段階、13段階となることはできます。とりあえず11段階のほうは、推計をいたしました。その基準額を幾らにするかということでございますが、山武市の例に倣いまして、例えば10段階と11段階となりますと、大体1,800万円程度の増収にはなりますが、ただ、今後消費税10%アップいたしますと、今度は第1段階が掛ける0.3ということで少なくなります。これは、第1段階と11段階は約6倍の差になります。第1段階のほうは公費負担を使って下げることにしますので、そうすると、不公平感がより出るだろうということも考えられます。以上のことから、政令で定めておりますし、また、こういうようなことも考えまして、今回9段階としたものでございます。

続きまして、境界層措置でございますが、確かに制度はございます。ただ、これにつきましても、運用に関しましては、まず納付相談があって、その後、どうしてもこれだと生活保護にならなきゃいけないということであれば、福祉課へ相談に行きまして、状況によっては境界層措置を適用するということになります。いずれにしても、納付相談は実際行っておるところでございますので、この境界層措置につきましても適正に運用されているというように考えます。

続きまして、議案第18号と第19号でございます。第18号は、3本の条例を一つの条例で改正しているところでございますが、どれも共通しているのは、平成30年1月18日に公布されました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、これに基づいて行っております。その中で特に問題となりました身体的拘束等でございますが、これにつきましても、現行でも入所の際には説明して同意書を必ず取っているはずでございます。ただ、今回さらにそれを適正化するという観点から、指針の整備、また、適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催を義務づけるということがされております。これが省令で改正されましたので、それに基づきまして市のほうの条例も改正しようとするものでございます。その他につきましても、省令の改正にのっとりまして、今回は条例改正を全て行っているところでございます。

議案第19号の包括支援センターのほうでございますが、これは、主任ケアマネ、主任介護支援専門員の定義が明確化されたことによりまして、今回、所要の改正を行うものでございます。また、その他につきましても、条項の移動等ございましたので、今回改正しようとするものでございます。いずれにいたしましても、この第19号の包括支援センターの設置条例の一部改正につきましても、法令等の改正が行われたことによりまして改正しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第15号並びに議案第16号につきましては、それぞれが国保の運営主体が市町村から県への移管ということに伴う条例上の改正措置ということがわかりましたが、市町村から県へという都道府県単位化ということをどう評価するかということですから、一般質問でもさまざまご議論させていただきましたけれども、結局、国保の持つ構造的な矛盾を解決するというよりも、これまで市町村ごとにいろいろなそういう矛盾を、市町村が法定外の繰り入れを行う等々の措置によって市民の負担を軽減しながら国保運営をしてきたという、そういうことを減額解消する。そして、結局、勝浦でもそうですけれども、多くの自治体は現状のまま、あるいは国保税を引き上げざるを得ないような状況がつけられつつあるということで、国費が3,400億円という限られた額の財政支援でこういうことが進められようとしている限界だと思えるんですけれども、今後は、後期高齢者医療制度と同じように、広域での運営主体が、市町村ごとの国保税ではなくて、県統一保険料ということにもなりかねないと思えるんですけど、そういう形でどんどん国保税が引き上がっていくような道が開かれつつあるというふうに私は評価せざるを得ないのではないかと思います。今回それぞれ15号、16号と、これに伴う条例改正があるんですけれども、市町村から県へ国保運営を移すに当たっての今後の展望について、どう評価するかということは非常に大事ではないかと思います。そういう点では、今進もうとしている方向は、私には国保の構造的な矛盾を解決する道からはほど遠いと言わざるを得ないのではないかと思います。そういう点で、全体を、市町村から県への移行についての評価をどうお考えになるのかをお尋ねしたいと思います。

議案第17号の介護保険料の制定についてですけれども、大変大きな負担がなされたということですから、これに基づいて今年予算が特別会計で組まれたんですけれども、これが前年度と比べて9.4%減っていることについて、私は、去年の予算編成で事業の見通しや推計がやや過大であったがために多く予算を見積もり過ぎて、今年度の予算を編成するに当たっては、介護保険料を上げなくてはいけないような事業推計ですけれども、去年よりは少ない予算編成になったということではないかと思えるんですけれども、その辺、改めて、9.4%の減の理由について、私が言ったことと違うのであれば、違いを指摘いただきたい。

それから、境界層措置については、これまで1件の適用もないということなので、1件も適用がないということは、適正に制度が運用されているということではないんじゃないかと思えるんですけれども、聞き取りが不十分なのではないか。滞納が起こっている背景を十分聞き取った上で、その方の生活状態が生活保護基準を満たすような状態であれば保護につなげるべきだと思えるんですけれども、そこまで突っ込んだ聞き取りがなされていないということのあらわれなのではないかと思えるんですけれども、改めてそのことをお尋ねしたい。

それから、身体拘束の適正化について今回盛り込まれたということですから、身体拘束の現状は、どんな現状があって、その問題解決をどういう方向で進めようとしているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。国保の都道府県化をどう評価するのかというご質問だと思いますけれども、今まで市町村の国保運営につきましては、加入者の年齢構成が高いとか、医療費が増え続けているとか、いろいろ構造的な問題を抱えていましたけれども、平成30年4月からの都道府県化によって、3,400億円の公費拡大と、県と市町村がそれぞれ国保制度の運営を担

う、県は財政運営の主体となるということで、今後は、国保制度というものが将来的に持続していけるような制度になると考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、平成30年度当初予算が平成29年度当初予算と比べまして9.4%の減になったということでございます。この予算につきましては、まず、計画値をもとに予算を立てることにしております。ですので、実際の、今回、例えば介護給付費で見ますと、約21億1,000万円ですが、決算見込みが17億9,000万円ということで、今のところ、予算に対する決算見込みが84.7%と見ております。これはどういうふうにつくったかといいますと、これは第6期の計画はどのようにつくられたか調べなければいけないところなんですけど、そのときでも将来的な給付の伸びを適正に見込んでやっていると思います。ただ、今回同じように比べますと、先ほど申し上げました平成29年度の介護給付費のほうが約18億円、今回平成30年度と同じ科目で見ますと、18億5,000万円というふうに見ておりますので、そうなりますと、上昇はしておりますが、別段過大に見ているということではございません。ですので、あくまでも平成29年度予算につきましては、計画値をそのまま用いてございますので、結果として、今回は9.4%の減になったというところでございます。

続きまして、境界層措置の関係でございますが、要は、滞納者につきましては、納付相談を十分行っているというふうを考えております。その中で、もし、この方が資力がないということであれば、要は生活が困窮しているようであれば、これは福祉課につなげているということになります。福祉課でまた相談に乗っているということになりますので、その点につきましては、3課連携してやっているというふうと考えております。

続きまして、身体的拘束の現状でございます。本日も確認してみたんですけども、別段、身体的拘束が現状なされているということは聞いてはおりません。ただ、同意書は必ず取りますが、なされているとは聞いたことはございません。また、今後のことですが、身体的拘束は、その方の尊厳にもかかわることでございますので、今回の省令改正は、そのところをもっと厳格に、適正に行おうというところの改正であると考えますので、それにのっとりまして今回の条例の改正を行ったところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 課長から都道府県化についての評価をお聞きしましたけれども、私は3,400億円の財政支援、国費投入、これは余りにもまだ不十分だと、これを改善しない限り、これを大幅に増額しない限り、現状を固定化するようなことになりかねないと思うんです。勝浦にとりましては、ほとんど改善が見込めないような、現状を維持するだけというような見通しですし、そういう点では、最も根本的には3,400億円の国費投入だけでは全く足りない、こういう評価が必要ではないかと思うんですけれども、その点、改めて、3,400億円程度の国費投入、財政支援ではまだ不十分だと私は思うんですが、どう思われるかお尋ねしたいと思います。

それから、介護保険料につきましては、大変大きな負担を市民にお願いすることになるわけで、これを軽減するための措置をさまざまに講ずる必要があると思うんです。境界層措置というのは非常に限定的な生活困窮状態にある方に対する対応ですけども、それだけではなく、所得水準に応じた保険料設定、現行9段階ですけども、これをさらに細分化することや、厳密な見込みを立てて、それを予算上も反映して執行していくということなど、さまざまな努力が求められる

だろうと思うんですけれども、負担の軽減のための方策を大いに充実しながら市民にこの負担をお願いするという点が求められると思うんですけれども、今後の方向性というか、負担軽減に結びつくような手だてというのをどうお考えになっているかをお伺いしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答え申し上げます。公費の拡充についてでございますけれども、確かに3,400億円では十分ではないと思われましても、今後も引き続き、さらに市長会等を通じまして、公費の拡充については国や県に要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。介護保険料の負担を軽減する方策というところでございます。介護保険給付費につきましては右肩上がりということで、今回の推計によりますると、平成37年度、何も手だてをしない場合は7,000円以上の月額保険料になるという推計が出ております。ですので、まずは、これを落とす方策といたしましては、介護給付費が伸びないようにするというのが一つの方策であると考えます。ですので、現在、我々としましても、介護予防として、体操を行ったり、また認知症予防などを行ったりしております。こういうことをより充実させまして、介護給付費を抑えることができれば、抑えるというのは、受けるのではなくて、健康で長生きできるようになれば、介護給付費のほうも落ちますし、それによりまして保険料も軽減されるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号ないし議案第19号、以上5件は産業厚生常任委員会へ、議案第20号は総務文教常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第21号 平成30年度勝浦市一般会計予算、議案第22号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 平成30年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第25号 平成30年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、議事の整理上、議案第21号 平成30年度勝浦市一般会計予算の歳入全般の質疑から行います。

質疑に際しましては、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページ数は31ページから56ページまでです。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それでは、歳入の総括表、31ページからの面を2点質問いたします。

1点目は、増減額の増で大きいものに市税の5,480万円、これは26%の増ということで計上されております。この要因につきましては、荒川線太陽光の税収入を見込んでの増と考えますが、こ

の点につきましてのご説明をお願いいたします。

2点目は、歳入で最も減額の大きいものは寄附金50%減、これは推測できるものでありますが、まず、半減の見込みということにつきましてご説明をお願いいたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。私からは、市税の増減理由、そのうち一番大きい固定資産税についてということでございますけれども、31ページ、事項別明細書中段の固定資産税につきましては、前年対比で5,439万9,000円の増を見込んでおります。この要因は、ご質問の中でお話しされましたとおり、償却資産における太陽光発電設備の償却資産の増を主な要因として見込んでおります。個別1企業1法人の税収額等については、個々具体的にお答えすることはできませんが、この増加の要因は償却資産における太陽光発電設備の増が主な要因でございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金ということで平成30年度は3億円計上させていただいております。この金額につきましては、平成29年度の実績に応じて3億円ということを見込み計上させていただきました。なお、前年度の6億円につきましては、その編成時点でまだ七福感謝券が継続するものと想定いたしまして6億円ということで計上させていただいておりますので、前年度比較で3億円の減額となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それでは、荒川線太陽光の税収入ということで、ご説明ありがとうございました。荒川線以外で、今後の見通しということでは、どんな点が言えるのかということ、できる範囲で答え、お願いします。

それから、寄附金のほうですが、実績の見込みに応じてこういうふうに50%減というところを設定したと。では、増に向けての対策について、どんなお考えを持っているのかということをお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。固定資産税の今後の増収の見込みという部分でございますけれども、県に林地開発許可の事前協議等が行われております、地区の名称は明確に記憶がないんですけれども、松部山田から荒川の間ぐらいの山林、その場所と、それから、浜行川地先の太陽光発電施設が、それぞれメガソーラーと言われる規模で予定されておまして、発電が稼働となりましたら、個別、数千万円程度の固定資産税の増収につながってくるものと考えます。

また、大きなものとしては、この春にオープンと伺っています下のベイシアも、来年の1月1日現在で建物分については評価をさせていただきますので税収増となりますし、将来的には、元行川アイランド地先が開発されれば、建物分が固定資産税として税収増につながってくる。主なものといえば、そういうところを想定してございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ふるさと応援寄附金の増収策ということでございますけれども、この制度は、ご寄附を通じまして、この勝浦、また勝浦の取り組みを応援していた

だくという趣旨の制度かと思しますので、まず応援をいただく、ご寄附をいただくということにつきまして、単に返礼品の取り組みだけではなく、今現在取り組んでおります地方創生ですとか、もろもろの計画の実現に向かって、市一丸となって私たちが一生懸命取り組んでいるという姿をまずお示しして、それについて応援していただくということを上げさせていただきたいと思います。そうは申しまして、返礼品のほうも好調でございますので、先週の佐藤議員の一般質問でございましたように、交流、友好都市間の各特産品を相互販売するとか、個人的には、1月4日、広島東洋カープの丸選手を特別表彰させていただきましたけれども、広島まで応援に行くというツアーの企画ですとか、そういうもろもろの企画を広く募って、ふるさと納税の増収に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 荒川線以外でも、松部山田からの山林、それから、浜行川からのところ、そしてベイシアとか、元行川アイランドの、そういう今後の取り組みによって税収入が伸びていくという形は、予算組みをする上でも重要なことと推察をしております。市民の間では、緑の減少による環境の悪化とか有害鳥獣の問題につながるのではないかと懸念が今までも議会で出されていますが、勝浦市は海の青と山の緑がすばらしくて移住してきたよという人も数多くおります。その方々が本当に大丈夫かと、人よりもパネルが増えている現状を心配しております。このことにつきましてお考えを伺えたらと思います。

それから、寄附金につきましては、返礼品のほうの工夫だけではなくて、庁内が連携し合って広く取り組んでいくという決意を聞きました。そして、私、一昨日、理想郷ひなめぐりのまちづくりの家に多くの方々が見えて、その中にドイツの方がいまして、ここの環境がすばらしい、別荘を市内に持っている、ドイツと行ったり来たりをしているという方が、さまざまな勝浦のよい点について触れてくれまして、ふるさと納税をやっていますというふうに言っておりました。私は、自然保護とか、他市にない観光資源とか、こういうことをもとにして、改めてふるさと納税のPRを、ふるさと愛というものを喚起するようなPR、他市に住んでいる本市のご縁のある方、半定住者にアピールをする必要があるのかなと考えましたが、この点についていかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。メガソーラーなど林地開発に関する件についてお答えいたします。現在、林地開発に関しましては、森林法に基づき、また県で定める基準等に設けられた基準のとおり開発等は行われていると思います。また、有害鳥獣の関係のお話も先ほど出ましたが、現実的には、林地開発しますと、行き場を失った有害鳥獣がほかの地域に流れるという話も現実的なものだと思います。こうした件に関しまして、市といたしましては、猟友会と協議のもと、この対応をしているところでございまして、最近ですと、先週、先々週ですか、林地開発予定されているところを事前に、猟友会協力のもと、一斉駆除を行ったところであります。いずれにいたしましても、法律、県の基準等で森林の保全は確保されていると、現時点では

そのように考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ふるさと納税制度のPRにつきましてでございますけれども、ふるさと納税制度、また返礼品贈呈事業につきましては、勝浦のすぐれた品、逸品を全国にお届けできるすばらしい仕組みでございますので、ご提案につきまして前向きに進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 歳入、2点お伺いします。1点は、概要の10ページには書かれている問題で、市税の歳入は、前段者が言われた固定資産税の関係ですが、先ほどの答弁では、もちろん固定資産税の個別の納付状況については議会で答弁できる話ではないですが、これを見ますと、償却資産の増加から、前年度対比で5,437万4,000円の増額が見込めるという内容で予算のほうも計上されています。その中で、償却資産、いわゆる太陽光発電のパネル等のものの償却であろうかと思いますが、とともに、山林が、地目ではどうなんですか、太陽光発電所施設というか、雑種地区か、その辺の地目の問題はどうかということ、山林から太陽光発電所施設になれば、それなりに税金が上がるんですが、地目対比で、山林とその施設の対比はどのようになっているのか、わかればお伺いをします。

それと、個別では言えないけどという話ですけど、今回の新たに課税された平成30年度についての部分と、平成29年度までの償却資産の額と、平成30年度以降、来年度の新しい予算の中の償却資産の額の比較をすれば、大まか、この新しい太陽光、ほとんど太陽光だと思いますので、出るんじゃないか。それはあくまで、ざっくりとした数字ですので、平成29年度と平成30年度の比較の差額がどういうふうになっているのかお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。まず、太陽光発電施設の地目が、山林がどうなるかということですが、固定資産の土地の認定に当たっては、従前の山林のままというわけにはいきません。施設用地になりますので、雑種地の宅地標準割合を施設の規模に応じて段階的に数字を落としていく、30アール未満の場合とか、30アールから1ヘクタールの場合、1ヘクタールを超える、今回のようなメガソーラーの場合は、その宅地標準の割合を段階的に落としていまして、10ヘクタールを超えるような今回の場合は、雑種地の宅地標準割合は1割程度が妥当であろうという不動産鑑定士のお話もいただいて、そういう見方をして現況の地目を変更して課税する手順をしております。

また、1筆が全部同じ形というのではなくて、開発の中で、パネルの敷地もあれば、残地森林とか、造成緑地とかございますけれども、それは職権分割して分けていく。比較的にはどうかというんですけれども、場所による価格ございますけれども、山林と比較すれば、メガソーラーであっても、おおむね10倍程度は課税標準額が上がるものと見込んでおります。

もう一点、償却資産のみの当初予算対比についてのお尋ねですが、うちのほうが予算要求の積算の資料として現年課税分の償却資産として見ておりますのは、昨年がおおむね2億円と見込んでいたものが、今年は2億7,000万円程度になるという見込みで、償却資産だけで比較すると7,000万円増、固定資産全体で5,000万円というところ、落ち込みが2,000万円程度ありますけれども、それについては30年度評価替えに伴う、主に家屋の残存価格の割り落としといたしますか、評価替

えに伴う下落分という形で、家屋が2,000万円程度は落ちる見込みであります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 数字、ありがとうございました。今言われた中で、確認ですけど、敷地は、メガソーラーの部分になると20倍、2倍ですか、10倍、その辺の確認をもう一度答弁をお願いします。

それと、1点、一番最初に質問すべき内容だったんですけど、歳入、教育使用料、38ページの芸術文化交流センター使用料240万円が、説明では使用実績を勘案して計上ということですが、この勘案した使用実績について、わかればお示してください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。メガソーラーにおける山林と雑種地の宅地標準割合で見込んだものについては、おおむね10倍程度という形で見込んでおります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。キュステの使用実績でありますけれども、平成29年度の決算見込みとしては300万円を見込んでおります。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） その300万円の内容はどういうものか、事業別に、わかりますか。要は、歳入のある使用料ですので、ホールの使用とか、会議室の使用とか、細くなるんでしょうけど、何件ぐらいで幾らかというところについてお示してください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。平成28年度の使用実績としてお答えいたしますが、ホールが144万6,515円、大会議室が57万9,366円、調理室が11万6,686円、多目的室が31万34円、和室が11万6,850円、楽屋が、大きいほうが3万452円、小さいほうが1万660円です。件数は、ホールが312件、大会議室が406件、調理室が218件、多目的室が551件、和室が161件、楽屋が、大が190件、小が154件。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 私から、31ページ、先ほどから出ている、個人消費から、法人税及び固定資産税、そして、ふるさと納税の51ページ、ここにふるさと納税応援基金繰入金ということで6項目うたわれている、その中の一番最後、市長が必要と認めた事業、ほかはこう書いてあるんですけど、ここに1億3,700万円あるわけですけど、この件に関しまして、まず最初の31ページから。確かに5,437万4,000円、太陽光の償却資産、串浜新田の件ということで伺っていますけど、まず、前年度に対する個人税は1,400万円プラスになってきている。法人税は、ざっくりマイナス1,000万円、固定資産は今ほどの5,439万円ですか、上がってきている中で、ふるさと納税との関係もある中で、ほかからの応援資金として、ふるさと納税で勝浦も大変助かる面あるんですけど、この個人消費、法人税の中で、勝浦からほかに大体どのくらい出ていっているのか、受け入れはわかるんですけど、出ていっている金額はどのくらいあるのか、それをまずご答弁願いたい。

そして、51ページのふるさと納税に関する、市長の、1億3,700万円、ここに予算計上されてくるからには、ある程度の概略でもマスター的なものがあるのかどうか、今後なのか、また、今後補正でこの辺を出していくのか、その辺ご答弁願いたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。ふるさと納税が、勝浦市民が他市町村に寄附することによって市の税収がどの程度落ち込んでいるかというご質問と理解しましたが、まだ平成29年度分も実績としては出ていませんので、平成28年度の課税状況調査の形で見れば、出ていたことによって住民税の減税、寄附金税額控除による影響額はおおむね150万円程度です。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。ふるさと応援基金からの繰り入れの状況ということで、6番のその他目的達成のため市長が必要と認める事業の、主なものに充当した内容といたしましては、かつうら観光ぷらっとフォーム整備事業の3,900万円の事業費、半分は補助金で、交付金で来ますが、残り半分1,950万円とか、あと、防災安全社会資本整備、これはトンネルの点検等に対する、これも2分の1国庫出ますが、その辺の半分3,000万円を充当と、あと、公共施設等の管理計画の個別計画、それらに充当し、1億3,761万3,000円ということで、平成30年度当初では見込んでおります。今後、補正に関しましては、その補正が出た時点で、ふるさと応援基金が充当できる事業がございましたら、その時点で検討したいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 税務課の150万円出ていって、税収が下がるということを今伺った中で、割合、勝浦の人たちは、ほかにふるさととしていないんだなという印象を受けた。それはそれとして、うちのほうに入ってくるものが多い分だけ勝浦市としては助かる。減っている分も少ない。

先ほどの6番の、財政課の今の話の中で、私も当初予算の概要の中で見させていただいている中で、今るる説明ある中で、企業立地推進事業について、ほかは何となく内容的には理解するものあるんですけど、企業立地推進事業というのは具体的にどういうことを目的としているのか、この辺をお伺いしたいと思います。以上です。概要の10ページ。

○議長（岩瀬洋男君） 何に出たかということ。歳出。

○16番（寺尾重雄君） じゃ、いいです。歳出なら歳出で、いいです。わかりました。

○議長（岩瀬洋男君） では、また後でお願いします。

ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 43ページの住宅費補助金、社会資本整備総合交付金で、補足説明の10ページにはその詳細な内容が示されているんですが、住宅リフォーム補助事業等、新しい拡充された内容が含まれているようですので、その点をご説明いただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。住宅費補助金5,279万6,000円ではありますが、昨年と大きく違うのが、まず、住宅リフォーム補助を平成30年度に予定したこと、及び、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業、これが増えた点であります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） その増えた2つにつきまして、これの適用の条件というのがあるのではないかなと思うんですけども、その辺、内容につきまして詳しくご説明いただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。まず、住宅リフォーム補助のほうであります、これは平成24年度に一度実施したものを、もう一度平成30年度に行おうとするものでありまして、

条件は平成24年度のときとほぼ同じ内容、ほぼというか、まだ要項を今決済途中ですのでほぼという言い回しですが、平成24年度と同じ内容になる予定です。補助率はリフォームの10%で、上限が20万円、それと住民票を有しているとか、市内の業者をリフォームするときに使うとか、そういう内容であります。

それと、要緊急安全のほうであります、これは不特定多数の方が使用し、昭和56年5月31日以前に建築された建物で、今回はホテル三日月のはくさ亭というところが該当するわけですが、階数が3階以上、かつ、5,000平方メートル以上の建物が該当になります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） この住宅リフォーム補助事業については、補助対象事業費は1,000万円ということですが、それに対する補助率が45%で450万円の補助ということですが、この対象事業費1,000万円というのは、何かそういう条件があってその金額ということなんでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。1,000万円というのは、対象事業費ではなく、補助事業費、予算総額であります。それでリフォームをやっていただいて、その金額に応じて10%の補助をしようというものであります。全体の事業費は、前回、平成24年度に行ったときは1億円を超えておったものであります。あくまでも、この1,000万円は、平成24年度も1,000万円であったんですけども、予算的な事情もありますし、前回もその規模でありましたので、今回も前回同様の予算規模としたものであります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 歳入ですので、1点ほどお伺いいたします。先ほどありましたけれども、概要の14ページ、ふるさと応援基金の繰入金の主な充当事業という形があります。今回6億5,963万8,000円の計上で、そのうちの、大体2億9,000万円がふるさと応援の贈呈事業、要はお返しの部分で使うということによろしいですね。6億5,900万円のうちの3億6,800万円で充当している事業が1から6の中に明記されているわけであります。ふるさと応援基金が入ってくる間は、いいです、これはこれで構わないですけども。私は昨年のおきにもお聞きしたんですけども、ふるさと応援基金が好評なうちはいいんですけども、これを余り当てにし過ぎた予算編成というのはいかがなものかなというのを心配するわけであります。例えばですけども、子ども医療費の助成事業、こういうものはいわゆる特定財源、国や県からの財源と合わせた事業、例えば勝浦中の今回のプールもそうですけれども、そういうものについては国、県の補助金等々を利用してその事業にあわせてやるのは大いに結構だと思うんですが、今までずっと行ってきた市単事業を、応援基金を当てにという言い方は失礼ですけど、ふるさと応援基金を利用して今後もやっていくという考えだと、将来的なふるさと応援基金の見込みがまだわからない中でどうかなという心配が私の中ではあるんですが、予算編成をする上で、財政当局の考えとして、どのように考えているか、また今後、平成30年度はこれでいいですけども、実際、ふるさと応援基金に関しては、去年は6億円の計上が今回3億円になっていますので、半分しか見ていないわけですから、来年度以降また編成していく上でいろいろ大変だろうと思います。というのは、関副市長が前に財政課長をやられていたときの非常な苦しみを私は過去に聞いたこともあります。入り用、歳入なくして歳出なしですから、どうやって歳入を確保するのかというのを考えなければいけないのが財政当局の考えだと思うので、その辺について、ご答弁をまずいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。今ご指摘の平成29年度当初予算におきましては、返礼品等以外の事業費ということで4億9,000万円程度事業費に充当させていただいたところでございます。それにつきましては、なかなか歳入、市税も伸びない中で、少しでも財政調整基金、例えば災害があったときとか、いろいろなときに、充当、必要な貯金ですけれども、それを少しでも確保したいということでの財政手法というか、そういう形で、財政調整基金を繰り入れずに平成29年度は編成したところであります。議員おっしゃいましたとおり、ふるさと応援寄附金に関しましても、昨年2月で感謝券も廃止になりまして、意外と、品物だけでも、今回5億1,000万円程度は見込めるということで、当初予算の編成時に昨年の充当の残り約2億5,000万円、また、今年の分として、ほぼ4億4,000万円から5,000万円程度は充当できる財源があるということでの編成時点でございます。当初、私の考えは、やはり必要な事業は実施していかななくてはいけない。それは過疎債とかいろいろな国、県の財源を確保することはもちろんのことでございます。そういう中で、市税も、今回、償却資産等で伸びてきております。また交付税も、通常20億5,000万円程度の当初予算のところを、来年は確実に確保できる、通常22億円ぐらいいいきますが、確実に確保できるということで21億円という中の計上で、なるべく財源確保に努めたところではあります。必要な事業を今実施していく中で、乖離が生じてしまいました。そういう中で、今回、ふるさと応援寄附金を、確かに3億6,800万円充当いたしております。昨年は、そういう手法でありましたので、極端なことを言いますと、経常的な経費にほぼ充当することも多かったところではありますが、30年度におきましては、このふるさとへの充当先といたしまして、今回プール、おっしゃいました医療費助成事業、またトイレの改修、また計画書の作成、またトンネルの点検等、極力、経常経費的なものではないものに充当し、その不足分は財政調整基金を取り崩したものでございます。

それで、計算して見ますと、そういう経費は、約2億5,000万円弱は、単年度といえますか、そういう事業に充当し、例えば来年それはない部分もあるかもしれません。それ以外の1億2,000万円ちょっとは、確かに経常的な経費に充当しているところであります。来年、ふるさとがなかったらどうなるんだということでございますが、これは歳入の、また自主財源の確保、歳出の精査、それでも不足な場合は、必要な事業でありますので、財政調整基金なり、有効な起債なりを活用しながら編成していかななくてはいけないということで考えております。ただ、また来年度もある程度ふるさと応援寄附金が充当できるものがありましたら、極力これを、皆さん、勝浦市のためにということで寄附していただきましたので、これを有効な財源としては活用させていただきたいと思うのと、今後、第4次実施計画に向けて、また事業の見直し等は図っていかななくてはいけないということで、事業仕分けとまではいきませんが、十分な精査をして、また平成31年度編成していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 財政課長、補足説明以来の発言で、たっぷり話していただきまして、ありがとうございます。わかりました。もちろん、企画課長もそうですけれども、来年のふるさと応援基金を、今年以上にというのは当然のことです。ただ、私も一家のあるじとして、家の入りと出というのは、主婦ではないですけど、考えるのと一緒に、我々議員も、勝浦市の入りをまず考えて、それから出を考えなければいけないというのは当然だと思いますので、財政課長のお話を聞

きました。承知しました。3億6,000万円のうちの1億2,000万円程度が経常的な事業ですというお話でした。1億2,000万円ということであれば、わかりました。

それで、前にも子育て支援の質問をしたときに市長から、子育て支援とか、本来的予算でやりますよという話もありましたので、本来的にやらなければいけない予算というものは、自主財源、市税なり、交付税なり、こういう繰入金というのは余り当てにしないでやっていくような編成ができれば一番いいということだと思いますけれども、まず、せっかく寄附してくれた人の意を酌んで、使うのも、それは制度もありますので、承知しました。

それで、これは歳出で聞いてもいいんですけど、先週の金曜日だったと思いますけど、NHKのニュースか何かでやっていたんですけど、埼玉県の日高市というところで、飲料メーカーの設置する自動販売機でジュースとか買くと、そのうちの売り上げの何%かが日高市の子育て支援事業に充てられるような形をしている。そういう企業と連携しながら事業を充てるようなものを考えたり、あとは企業版のふるさと納税とか、そういうのも今後考えていく必要があるかと思えます。いずれにしても、財政課長から、財政課長としての思いというか、答弁をいただきましたので、来年の話をするのはまだまだ、30年度は終わってないですから、これからですから、とにかく30年度、この今の事業をしっかり行っていただくようお願いを申し上げまして、答弁は結構でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって一般会計予算歳入の質疑を終結いたします。

続きまして、一般会計予算歳出全般の質疑を行います。

質疑に際しましては、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページ数は57ページから231ページまでです。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 176ページ、消防費についてお伺いをします。まず初めに、避難経路整備事業が329万2,000円、その中で、避難路の照明灯設置工事が329万2,000円になっております。20灯ということですが、その説明をまずお願いします。

2点目は、災害時通信対策事業として268万7,000円の計上があります。この内容について。

3点目は、災害用備蓄購入費130万円、この内容について。

4点目が、自主防災組織等活性化事業、この中の災害用備品購入費、これは女性のための用品、そして乳児、高齢者の用品、どの程度入っているか、その点について、まずお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、避難路灯の整備事業でございます。これは全部で20灯を予定しておりまして、主な場所を申し上げますと、勝浦中学校、郁文小学校、部原荘、部原の長秀寺、同じ部原の国道128号線のもとの有料道路のところ、あと、川津神社、津慶寺、あと、もとの鳴海荘の跡地、串浜でいきますと、恵日寺、川向台、武内神社、松部でいきますと、これは場所はちょっとあれですが、1カ所、以上で20カ所を予定しております。

それと、災害通信対策事業の内容ですが、これは主に通信料と、ほかに、災害時に衛星電話とか、それと同じようなIP無線とか、簡易無線等を、今いろいろな角度で整備してございます。今回、デジタル簡易無線のほうが、今まで借りていた電話等よりも非常に安価でできるというこ

とと、通信も意外とやりやすいということですので、今後のランニングコストも考えていくと、衛星電話とか、そういうものを少し小さくして、今後こういうデジタル簡易無線等の、要は使用料が安いものに移行していったほうがランニングコストが安くなるということで、多少入れかえということも含めての金額でございます。

あと、備蓄備品購入費の中の災害用備品購入費の関係でございますけれども、備品につきましては、新年度は、主に食料品、飲料水でございますが、子どもとかそういうものにしていきますと、パーティーション、要は女性が着がえなども当然必要で、仕切れるような、段ボール式のパーティーションとか、あとは、子どものミルクとか、使い捨ての哺乳瓶とか、そういうものが主なものでございます。

あと、自主防災組織に関しましては、これは災害用で、今回2地区を予定して、自主防災組織が設置したときに、スコップとか、ロープとか、発電機とか、そういうものを自分たちで備えておくというふうになっておりまして、おのおの100万円ずつを計上しております。内容については、今後、その自主防災組織が設置されたときに、その組織団体からこういうものが欲しいというものを上げていただいて、それを予算内でうちのほうは支出するという形になっております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。まず、20カ所ということで、ああ、こういうところに配置をしようとしているんだなあということがわかりました。この配置等は要望という形で来ているんだと思うんですが、市として計画を持ってやっていると思いますが、要望でこういうふうなところを実現していくのかというところを、つけ足しでお答えくださればと思います。

災害用の備品ですが、安価でランニングコストの少ないものということで、承知いたしました。が、これ実際使ってみて、本当に大丈夫かどうかというところを確認しながら、また、学校の中にも入ってくると思いますので、その点を十分やりとりをしながら進めてもらいたいと、これは要望です。

それから自主防災組織活性化事業のところ。2地区を中心に、これは、自分が一昨年度実際に見せていただいたところ、元興津中には、スコップとか、災害時に必要なものが、結構入っております。あとはないので、どうなのかなあと思っていましたが、この予算の中で多分そういうものが充当されていくのだらうと思いました。

仕切り、着がえをしたり授乳をしたりするパーティーションは必要というふうに思います。計画の中にも、女性のための用品を充実していくという内容がありますので、その点を今後充実に向けて努力してもらいたいと思います。

その後の地域の災害備蓄ということも大変必要なんです。それ以上に、これが大切なのではないかということ、地域の防災訓練ということに尽きると思います。一昨年、小中学生の参加をということで、日曜日だったので、要望しましたら、学校に伝えてくださいまして、部活の前に参加をして、学校に、部活に行くということになりましたが、そのとき、前日に雨が降りまして滑りやすい状況となったことから中止となりました。そして昨年の津波訓練、小中学校の参加は、自分の地元では少数ありましたが、多分学校に連絡が行っていなかったのではないかと思います。30年度はぜひ、備蓄の充実だけではなくて、避難訓練の、子どもたちの参加ということを考えて、ぜひプランをしてもらいたいと思います。東方沖地震は到達10分という中で、本当

に判断が生死を分ける。一人の命も落とすことなくやっていくためには必要と思っている事業を若干質問したいと思います。

これは教育委員会にお聞きをしたいと思います。教育振興費の中に避難訓練の教育事業というのが全く掲載されていないで、この予算書には全く入っていないものなのですが、かつて、さまざまな市町村に勤務したときに、防災教育振興教育事業というものがあったと思います。パンフをつくって学習ノートをつくり、家の人、学校でそこに書き込みながら、自分はどう対応するかという、避難に向けての実地訓練にかかわる教育です。これを（仮称）災害時避難教育振興事業として、もしかして必要なのではないかと考えていますが、この点いかがお考えか、質問いたします。

○議長（岩瀬洋男君） 予算に関して、今の最後の質問のポイントだけをもう一回、申しわけないですけど、言ってもらっていいですか。こちらでもなかなか理解できなかったのです。

○4番（照川由美子君） この教育振興に係る事業の中には全く掲載されていない内容を今私が言っております。それは災害時避難教育振興事業、これを今後予算に盛っていただけるようなお考えはありますかという、学校教育課に対しての質問です。

○議長（岩瀬洋男君） 基本的に、今、予算書に出ているものに対しての議員の質疑なので、本来、自分のご意見も含めて質疑では受け入れられないんですけども、そこまで厳しくもできないので、皆さんやっております。今の質問、私が聞いている限りでは、一番最初に酒井総務課長に照明の部分の質問はわかったんですけど、一応そこまで、今の最後の部分は、また別な形で願います。

○4番（照川由美子君） では、要望ということで。

○議長（岩瀬洋男君） 照明の基準がというのがあったと思いますから、それだけ答弁願います。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。避難路の照明灯につきましては、現在、各区から要望がある箇所が、うちのほうで把握しているのが約70カ所近くございます。今回も20灯のうち14灯ぐらいは、その要望のあったところを、うちのほうで実際現地に行って、本当に暗いようなところを調査してやっていくものでございます。したがって、今後も、各区からの要望等があった中で、避難路等を随時設置して充実していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは、まず最初に、歳出全般について伺いたいと思います。その後に事業別に伺います。

まず、歳出全般についてであります。予算の編成方針についてであります。当初予算の概要の3ページの第6項目めに、「行政と民間との適切な役割分担という観点からイベント等を含め、市への関与のあり方を十分検討し、時代の変化に伴い市の関与の必要性が低下した事業については廃止、縮減を図ること」とございます。これについて、廃止、縮減を図った事業がもしあれば教えていただきたいと思います。

また、これまでの決算審査意見書の中で、各種団体への補助制度についても言及がございます。各種団体への補助制度については、規定や慣例を踏襲し漫然と継承するのではなくて、周期等を定めて目的が達成された場合には廃止や縮減を図るというふうにあります。平成30年度の予算において、各種団体への補助金について、どういう編成方針でまとめてこられたのか、また、今後

の方針と各種団体への補助金についての考え方を教えてください。

個別の事業についてお聞きいたします。まず1点目、99ページ、社会福祉費の成年後見制度利用支援事業33万6,000円について伺います。成年後見人報酬として月額2万8,000円掛ける12カ月分ということで計上されているかと思いますが、これは、まず質問として、成年後見人は、想定1人だけということでしょうか。また、手数料13万5,000円については、これは何件分の手数料を見込んでの額か教えてください。

次に157ページ、商工費、観光費、観光アプリ利用促進事業、公衆無線LAN導入工事費497万9,000円についてお伺いしたいと思います。説明の中で、これは市内9カ所の整備とのことでしたが、具体的な場所について教えてください。

また、現在、市役所等で公衆無線LANを使用するときには、フリースポットという、業者とか、団体のシステムを使っていると思うんですが、こちらについては事前にメールアドレス等の登録が必要なのかなと思います。また、1回メールを登録して、そのメールに返ってきた情報等をまた入力して返すというような登録方法だと思いますので、なかなか使いづらいのではないのかなというふうに感じています。今後、インバウンドを前提とするのであれば、外国人にとってもわかりやすい、例えば東京の豊島区などだと、ボタン一つ、同意しますというものを押せばすぐ使える公衆無線LAN等もありますので、そういうものに変えていってはどうかと思いますので、この点についてのお考えを教えてください。

あと、198ページ、社会教育費のバス借上料197万1,000円についてお伺いします。こちらについては今までのあじさい号から、その都度バスを借りる形にして社会教育団体が使用するために使うものの予算だというふうに理解をしておりますが、こちらについては年間どのくらいの使用回数を見込んでの額なのか、教えてください。

最後、もう一点です。210ページ、保健体育費の中の東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致事業についてであります。こちらについては、今、オリンピックのキャンプ地の候補地としてホームページ等に勝浦市も掲載をされていると思いますが、具体的に、これまでどのようなキャンプ誘致活動を行ってきて、また、この予算を受けてどのようにキャンプの誘致活動を行っていくのか、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 質疑の途中であります。午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。概要の3ページということで、予算編成方針、これはご承知のとおり、毎年この6番については明記しているところでございます。予算の査定において、各課からのいろいろな面で協議しているところでありますが、これも進むということでもないんですが、例えばで申し上げますと、平成29年度から給食センターの調理業務ですか、これを民間でやっていただいている。これはまだ始まったばかりでありますので、そこへいらした方の人件費とか、そういうのもございまして、経費的にはなかなか削減はされていないところでありますが、民間を活用したものであるということで委託しているところでございます。

また、今後につきましても、総野園におきまして、民間への譲渡というか、民営ということ、今指定管理であります、そういうことも進めておるところであります。今後におきましても、なかなか進むところではございませんが、できるものについて今後も検討してまいりたいということで考えております。

また、補助金の関係でございます。補助金につきましては、決算でいろいろな意見ございますが、平成25年度の補助金で等の審査委員長から提言もいただいているところもございます。それに基づきまして現在進めておるところであります、その間幾つか、例えばソフトボールなどは、今まで補助金だったものを賞揚金に経費を見直せということで見直してあったり、廃止されたものもございます。コスモスフェスタはかなり前に廃止はされておりますが、これも提言の中では廃止ということでもあります。今回も予算査定も通じまして、各課とも補助金についていろいろと精査、また今後の予定等を聞いたところでございますが、今後におきましても、今申し上げたとおり、可能な限り、補助金、目的が達成されたものについては廃止していく方向で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。私からは、99ページの成年後見制度利用支援事業についてお答えいたします。まず、成年後見人等謝金ということでございますけれども、これにつきましては、成年後見人の利用をされる方を1名、成年後見人を1名という想定で予算要求をさせていただいております。なお、現在、成年後見人制度をご利用されている方は3名ほどいらっしゃいます。しかしながら、この方たちは、成年後見人の方といろいろ相談をしながら自分で払えるようにしているということで、この制度のほうには、予算のほうには計上してございません。もう一つ、次ページの役務費の関係で13万5,000円の件でございますけれども、これにつきましては、成年後見人等開始審判の成立に係る診断書の作成に3万円、被成年後見人に対する精神鑑定費用に10万円、あと、成年後見等開始審判請求手数料に5,000円、合計13万5,000円の内容でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。私からは、157ページの公衆無線LAN導入工事費の関連の質問についてお答えいたします。1点目の、公衆無線LAN設置箇所についてのお尋ねですけれども、計10カ所計上させていただいております、1つ目が朝市の休憩所、朝市のトイレ、3つ目が墨名市営駐車場にあります潮風散歩道トイレ、勝浦駅前観光案内所、勝浦中央海水浴場公衆トイレ、6つ目が鵜原海水浴場公衆トイレの西側、鵜原海水浴場公衆トイレ東側、鵜原駅前観光案内所、9つ目が守谷海水浴場公衆トイレ、最後に10個目ですが、興津駅前興津守谷観光案内所、この10カ所、無線LAN工事をすべく予算計上をさせていただいております。

ご質問の2つ目ですけれども、公衆無線LANのアクセスの仕方についてのご質問ですが、予算が認められた場合、これは予算執行するときに、業者にプロポーザル方式で提案していただいて、やり方を考えていきたい。したがって、もちろん判断基準には値段とかいろいろとあるんですけれども、使い勝手がいいということも十分勘案して、業者の選定、やり方を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。私は、198ページ、バスの借上料、社会教育バス

あじさい号の関係であります。今年度、これまで社会教育バスにつきましては、社会教育関係団体、社会教育関係団体というのは、体育協会、スポーツ推進員関係、青少年相談員、婦人会、PTA、こども会、こういう社会教育関係団体のほか、学校教育に関するものとか、市の主催する事業、このような形で使用しておりましたけれども、新年度から社会教育関係団体のみということで、その他については各課で予算措置をすることになっております。この197万1,000円ですけれども、昨年度の実績に基づいているものであります。今お話しした社会教育関係団体が今年度使っているのと同じような状況での積算ということで計上をさせていただいております。ちなみに、昨年度までは、件数としては社会教育関係団体は約30件程度ですが、これまでは約80件程度、700万円前後の予算執行でやっておりました。

2点目のオリンピックの関係であります。210ページ、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致関係でありますけれども、これまでの取り組みということでもありますけれども、従来から国の組織委員会の発行する事前キャンプ誘致ガイドに掲載をして、ぜひ勝浦でというところの情報発信等をしているところであります。昨年、視察に来たのは、ヨーロッパのスロベニアが、特に陸上、柔道、水泳関係のキャンプ地を探しているということで、国際武道大学、武道館研修センター、また、ブルーベリーヒル等を視察をしていったところです。キャンプ誘致については、今年の8月ぐらいに決定をする見込みというふうに聞いております。そのほか、柔道関係では、昨年暮れに東京の柔道グランドスラムに誘致活動に行ってきたということがございます。

また、ブルーベリーヒルのほうでも、フェンシングの関係、今回千葉市で行う予定のフェンシングですけれども、日本の代表の男女それぞれのチームがキャンプに来ているということもありますので、そちらに出向きまして、ぜひ勝浦でキャンプ、合宿等を行ってほしいということで、ブルーベリーヒルの社長ともども、いろいろ誘致活動をしているところであります。

サーフィン関係については、会場が一宮町ということで、選手、また観光客の宿泊はぜひこちらのほうに来てもらいたいということで、いろいろと情報交換をしておりますけれども、部原のある会社のところにオリンピックに出るような選手が来ているという情報も幾つかありましたので、そちらに出向きましていろいろと話をさせていただいている、そういう状況であります。

新年度の取り組みでありますけれども、1つには、ボランティアの養成ということで、大会運営に関するボランティアは組織委員会のほうで用立てるんですけれども、そのほかの交通案内とか、そういう形のボランティアについては、周辺市町村でボランティアを募って一宮のほうに送り込むということもありますので、そういう養成講座をやっていく。また、市内のいろいろな施設を視察に来た場合に自動車の借上料、ワンボックスの大きな車で関係者に市内の施設を見ていただくということも考えております。また、東京等で国際大会が行われる際の誘致活動として、旅費等を計上するということでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） まず、99ページの社会福祉費、成年後見制度について再質問いたします。先ほど勝浦市内で現在3名の方が成年被後見人としておられるということだったと思いますが、予算が1名分、後見人と被後見人の分ということであります。しかしながら、今後高齢化が進んでいく中で、この数は増えていくと思います。また、国の法律でも、平成24年に市町村が必ず実施しなければならないということで障害者自立支援法地域生活支援事業ということで規定がされております。ですので、今後増えていくということをしっかりと想定した上で、次々年度予算にな

と思うんですけれども、この予算についてはしっかりと検討した上で増やしていただきたいと思います。

質問ですけれども、現在、後見人の方は法律の専門職の方が多いと思うんですが、先進自治体の例を見ますと、市民後見人制度を活用して、いわゆる一般の方、ただし一定の知識、態度を身につけた方に後見人をお願いするという制度も増えております。今後、市民後見人の育成、活用を図っていく意図があるかどうか、関連質問ですので、もしお答えいただければお聞きしたいと思います。

次に、157ページの公衆無線LAN導入工事費についてであります。今現在の市役所で入ってきたときのWi-Fiの使い方については、私も何度か試したんですけれども、登録が非常に面倒で諦めてしまったこともあります。例えば各種コンビニエンスストアでも、各コンビニの店によって、種類によって、使いやすかったり、使いにくかったりということもあります。プロポーザルで、もちろん予算が一番大事だと思うんですけれども、インバウンドも考えて、外国の方も含めて、できるだけ使いやすい公衆無線LANになるように、しっかり査定をしていただきたいと思います。

質問ですが、この設置工事費の中に、公衆無線LANがありますよという看板を設置する費用というのも入っているのでしょうか。先ほど市内10カ所に設置するということでありましたが、こちらでWi-Fiが使えますよという案内看板のようなものも、この設置工事の中に入っているのかどうか、お聞かせください。

次に、198ページのバスの借上料であります。本年度までは80件、700万円ということでありました。それが来年度からは190万円、社会教育団体に限ってということでもありますけれども、これまで、いい意味でかなり柔軟な運用をしていただいていたいました。例えば、今後、来年度以降、ある市民団体の方があじさい号を使いたいですよといったときに、各課の対応になるということでもありますけれども、まず、相談窓口が今までの慣習から社会教育課のほうにいつてしまうのかなと思うんですが、この市民の方に向けた、今後このバスの借り上げについての説明、案内というのはどのような形で行うのかお聞かせください。

最後であります。210ページ、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致事業についてであります。これまでも誘致活動を大変頑張っていただいて、スロベニア、8月に決まるかもということで、本当に素晴らしいと思います。現実的に、国際武道大学がこのまちにあることから、実際にキャンプ地に来ていただけるのはやはり武道関係が多いのかなと思います。そこで、私も去年提案しましたセネガルの、実は行っていただいた柔道のグランドスラムに出場しております。セネガルのほうはぜひ勝浦でキャンプ地を開きたいというふうに言ってくれていますし、武道大学のほうでも、来てくれるのであれば受け入れますと言ってくれていますので、今年のグランドスラムの際には、ぜひセネガルブースにも行っていただいて誘致をしていただきたいと思いますので、これは提案ですので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。成年後見人制度の関係ございますけれども、現在、成年後見人につきましては、社会福祉士、弁護士関係で法律にたけた方にやっていただいておりますけれども、議員のご提案の市民後見人制度につきましては、適した人材等の把握等もございますので、今後、高齢化によります、成年後見人制度を活用される方の増加も見込めますので、

その辺は、現状、将来的なものも踏まえまして、検討したいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。公衆無線LAN導入工事費の中に、その案内看板の設置費が含まれているかどうかというご質問ですが、この予算の計上見積もりの中には、その設置費は含まれておりません。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。社会教育バスの関係でありますけれども、社会教育関係団体については、これまでどおりであります。これまで一律55人乗りの大型バスだけでしたけれども、これからは、小型、中型、大型、それぞれ、申し込み使用する人数によって、私どものほうで受け付けをして、その人数に見合った民間バスを手配するという形になります。それと、そのほかの団体、学校関係については教育課、その他の市の主催する事業についてはそれぞれの担当課が、大分早い段階で来年度から社会教育バスは廃止になる見込みということでお伝えはしておりますので、それぞれの団体については各課で対応してもらっているというふうに承知しております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 1点だけ、157ページの公衆無線LANの導入工事費についてであります。先ほど課長のご答弁で、アクセスポイントに関しては案内看板はないということでありましたが、簡単なもので構いませんので、アクセスポイントがある場所、公衆無線LANがある場所については、外国人の方にもわかるように、極端な話、手書きでも構わないと思いますので、何かしらの形で看板を設置したほうがいいのではないかと思いますので、この点についてはご検討をいただければと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） 私からは3点質問させていただきます。152ページの商工費の中の企業立地推進事業、企画課の担当になるかと思います。しごと、ひと関係地づくり促進業務委託料についての、企業誘致、移住ツアー及びセミナーの開催とありますが、もう少し細かい内容をご説明いただけたらと思います。

もう一点、157ページ、商工費、かつうら観光ぷらっとフォーム整備事業、これについて昨年頃から動き始めていると思いますが、一般社団法人になりました勝浦観光協会の外部人材の雇用でございますが、この1年の間、1年までたっていないですけど、高橋外部人材がどのような動きをきてきたのか、また、今後どのような計画をされているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

もう一点、174ページ、消防費の地域防災対策事業、この中に防災講演会の講師謝礼というのが予算化されているんですけども、これは私が以前一般質問をさせていただいたときに、市民向けにぜひやってほしいというお話をさせてもらった、村山さんの防災知識を高めていただきたいというお話をさせていただいたこともありましたので、これについて、どういう講師を考えていらっしゃるのかお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。152ページ、企業立地推進事業の中のツアー及びセミナーの関係でございますけれども、ツアー、セミナーにつきましては平成29年度も実施中でござ

います。平成30年度におきましては、企業誘致のみならず、人ですね、移住も業務内容に含めた内容で計画しておりまして、詳細は事業者と詰めさせてもらいたいと思いますけれども、セミナー、ツアーのほかに、PR動画並びにパンフレット、それらを含めた事業となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。私からは、157ページのかつうら観光ぷらっとフォーム整備支援委託料、その中の外部人材のことにつきましてお答えをいたします。外部人材、平成29年度の事業で雇用されました高橋利明氏ですけれども、8月1日付で勝浦市観光協会のほうに採用されております。その後、観光協会の一般社団法人化の仕事をしていただきまして、10月2日に一般社団法人勝浦市観光協会が発足するとともに、高橋利明氏については、その事務局長に就任しております。その後、観光協会の事務局長と、それからDMOを推進するという、その2つの仕事につきまして、並行していくのは困難であるという判断がなされまして、12月1日に、高橋氏につきましては、事務局長からDMO推進部長のほうに役職が変わっております。その後、DMOを推進すべく、各種方面に働きかけとか、交渉その他、そういう仕事をしていただいているところだったのですけれども、一身上の都合ということで、先月、勝浦市観光協会のほうに退職願が提出されております。その扱いにつきましては、まだ観光協会のほうで検討しているということでございますが、それが認められた場合は、この3月で退職が予定されております。そうなった場合、平成30年度の外部人材雇用の件につきましては、改めて勝浦観光まちづくり観光コンソーシアム準備委員会等の関係機関と協議をいたしまして、その採用の方法から、改めて検討し直して、また有効な人材が採用できるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、講師、村山さん、そういう話も以前受けました。ただ、うちのほうも、その方に直接アポイントを取っているわけではないんですが、金額的にも非常に高いということもございまして、その方とは引き続きアポイントを取らせていただいた中で、どのようなことでできるかというのはやっていきたいと思っております。この5万円につきましては、謝礼的なものでございまして、防災における手当の仕方とか、細かいご指摘のものに関して、一般の方に対する謝礼ということで考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） 防災の件、総務課長のお話、わかりました。講師の費用、確かに5万円と書いてあったので、あれ、違うだろうなと思ったんですけど、確かに高いかもしれないですけど、それを経験して市民の人たちが一人でも命を落とさずにいられるようになるというのであれば、それはそんなに高いものではないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、観光商工課の外部人材の件ですけれども、ちょこっと聞いてはいたんですけども、余りにも早い段階でこういうような形になるというのは、我々からしても、高い費用を払って仕事をしていただいている以上、それなりの成果を残していただかなければいけないというのがあると思うんですけども、もうそうなってしまったら仕方ないと思うので、早い段階で新たな外部人材の方を雇用していただいて、早急に対応していただくようお願いしたいと思います。

答弁は結構です。

企業立地でございますけれども、これも、PR動画とかを今年度考えているということによろしいですね。もう一回お願いしていいですか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。先ほど、済みません、平成30年度もPR動画を作成すると申し上げましたけれども、今年度作成いたしますので、来年度はパンフレット作成のみということで、申しわけございません、訂正させていただきます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） まず最初に、歳出全般的な質問になりますので、予算書に出ていませんので、議長のご了解をいただいて質問します。

○議長（岩瀬洋男君） どうぞ。

○8番（佐藤啓史君） まず、去年も聞いたんですけれども、市長に聞きます。今、県庁のほうに1人出向しております。市町村課、多分、理財関係の仕事をされているかと思いますが、若手職員を県庁に派遣しておりますが、来年度以降の考えはどうなっているのかという部分について、また、県庁も含めて、職員の人材育成という部分についてお聞きしたいと思います。

それから、141ページになります。鳥獣被害防止対策事業100万円。これは平成29年度から始まった事業で、これは猿田市長にお願いしまして、農家1件さんから、鳥獣対策の市単事業でやってくれということで今年度から始まった事業ですが、来年度、100万円の計上です。100万円計上されるに当たっては、今年度実績等を勘案されて計上されていると思いますが、今年度実績がどの程度かお聞きしたいと思います。

もう一つ、170ページ、土木費、住宅リフォーム補助事業のうち、住宅リフォーム補助金の1,000万円。これは過日、一般質問で、ぜひこれをやっていただきたいというお願いをしましたら、市長、ありがとうございます、これは本当に工務店さん、市民の方が喜ばれる事業だと思いますが、1,000万円ついておりますが、この運用、前回の実績でいきますと、大体6月ごろからになるかと思うんですが、予定として、どのような形で進めていく考えかお聞きいたします。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、県のほうに1名、市町村課ですけれども、田原君が現在行っております。先ほどお話し出しましたが、今、理財班で頑張っております。この研修も、こんなことを言うてはいけませんけど、県の中で、周りに結構プロ連中がいますので、すごく勉強になる。何よりも、たしか、今年は市町村から18名が市町村課に研修に来ているということを田原君から聞いておりますけれども、こういう研修生同士のコミュニケーション、また、各団体の、都市部からも来ていますし、そういうところの情報交換もすごく有益だという話も聞いております。ということで、来年も市町村課へ1名派遣する予定でございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。鳥獣被害防止柵設置事業補助金の実績でございます。現時点で、当初予算100万円計上いたしまして、実績額といたしましては89万4,000円であります。その内訳を申し上げますと、申請人の数としては26人、事業料といたしまして、柵を設置しました総延長は7,460メートル、受益地といたしましては約10ヘクタールの農地に7,460メー

トルの柵を設置した。実績はこのとおりでございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。住宅リフォーム補助であります、今回の予算を成立させていただきました暁には、早い段階で広報かつうらに、また、市ホームページに周知いたしまして、住民の周知が行き渡ったころ、受付の開始をしたいと考えておりますが、最短で6月から、長くても7月1日ぐらいからは開始したいというふうに思っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 市長から来年もというお話だったんですけど、これは内部的な話なので、もしお話できなければいいんですけど、送る人間はもう決まっているという意味でのお話だったと思うんですけども、市町村課に送って行って、送られる職員はもう周知されていると思うんですけども、そういう守秘義務みたいなものがあるのかどうか、4月までは言えないのか、3月の終わりの人事異動で派遣されるのかわりませんけれども、いずれにしても、私、過去に勝浦市から送られた、菰田と岩瀬にいろいろ話を聞くと、本当に送られてよかった。自分のスキルアップも当然ですけども、人事交流というか、いわゆる交流です。あるいは市町村から来ている職員との交流も含めて、よかったということ言っていたので、ぜひ、それなりの市長が送る人間ですから、誰かわかりませんが、ちゃんとした仕事をされる人間を送るのだというふうに思います。

再質問ですけども、今、農水課長からは、今年度実績は89万円で、受益で7,460メートルということでありました。引き続き今年度お願いして、またさらにという人も当然出てくるかと思えますし、また、今年度やっていないが来年度お願いするような方も出てくると思います。100万円の予算でもし足りない場合は、補正等々で対応していただくようお願いをいたします。

リフォームについても、最短で6月からということでしたけれども、前回の記憶だと、このリフォーム助成を始めて、一旦とめたときがあったような気がするんです。予算的な部分をオーバーする予定だったのかどうか、そんな記憶があったんですが、最短で6月、周知等々進めて、7月までにはこの事業を始めるようにというお話ですので、これも速やかに準備していただいて、市民の方、また工務店さん等、地域経済振興にもつながりますので、速やかに行っていただくようお願いを申し上げます。全て答弁は結構でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） まず73ページの道の駅、そして119ページの中央保育所等の解体、そして165ページの荒川線の4,000万円、そして170ページの安全の大規模建物に8,400万円、三日月さんと言われているんですけど、それに伴う先ほどの住宅の補助金の50件の20万円ずつ、そして集合住宅1棟、空き家1棟、そして193ページの中学の2,377万円の技術棟の解体、先ほど歳入で申し上げた企業立地はここに出てきているんですけど、152ページ、先ほどの前段者の質問でもありましたが、再度私から、今の話の中では、セミナー、動画配信等々をやりながら企業を誘致するのかわからないんですけど、その点をまず質問します。

まず、1点目の道の駅に関しまして、私どもも全員協議会で説明を受ける中で、ここに資料がある中で、平成28年4月かな、説明を受けているんですけど、まずそのときに予算づけをして、今回の道の駅の、73ページ、2,400万円かな、予算して基本計画を立てる。あそこにはできるという問題あるんですけど、実際、この前の市長の説明でも、または企画課の説明でも、船橋か市川

は5年がかりでやった。確かに道路の問題等もある中で、ここに準じて基本計画から入って、まだまだ見えない面が私たちにある中で、この28日にはその基本計画のあれが出てくるのかな、そういう説明を受けた記憶が私の中ではあるんです。そこで、この基本計画に対するもう少し具体的な説明をお願いしたいと思います。市と、基本計画をつくるコンサルタントの中で話し、そこにPFIとか企業の問題等の話も3点ほど言われました。第三セクターでやるとか、いろいろな面で、まだその構想が見えていない中で、どのようにして行っていって、名木地区の1億円の野菜づくり、総野関係で3億円と言われる中で、その辺をもう少し具体的に詰めて、この計画があるのかという面をお聞きしておきたいと思います。

そして119ページ。これは解体ですけど、この解体方法については、当然入札をかける中で、どのような業者の選定でいくのか、競争入札なのか、指名なのか。実際5,000万円まではいいです。5,000万円以上だと特定建設業云々の問題もありますように、この辺の問題をどのように処理していくか。これは解体ですから、それはそれとして、聞くだけです。

そして165ページ。私も議会の中でここを聞いて、この問題に対して、確かにあそこの地耐の問題は、岩盤の中で、CRですか、地耐力はいいと言われる中で、今回の4,000万円、300メートル、道路舗装の問題を抱える中で、歩道をつくるとか、つくらないとか、排水はどうなっているのかとか、これに関してどのような計画で進めているのか、ここには資料がないものですから、また補足説明にもないので、この説明をお願いしたいと思います。

そして170ページ。先ほど来、名指しで出ている8,432万円。この大規模の予算づけ、耐震の中で、どういう結果で三日月のほうにその話なのか、具体的にわからないので。ほかにも、RCの建物は階数少ない、臨海荘は3階だったかな、どこを大規模とし、どこを大規模じゃないとか、勝浦の中で、建物幾つかある中で、その安全確認という意味であれば、選定の方法もいろいろあるかと思いますが、その辺を明らかに教えていただきたい。

そして、補助事業の50件。住宅の1件20万円はわかります。集合住宅の1件は、どのような選定で集合住宅1件なのか。そして空き家1件が50万円。これ両方50万円ずつついているんですけど、どのようにしてこれがこういう説明なのか、この辺を具体的に説明していただきたい。

そして、先日の補正のときのプールの設計、700万円、1,200万円の問題の中で、700万円で計上されて、プールの技術棟の解体、技術棟、あそこに建つんだな、昇降口の問題等踏まえて、あの技術棟は何平米あるのかなと思うんですけど、たしか6スパン、4スパンの問題で、何平米あるか、この辺、具体的に説明願いたい。

そして、戻っちゃいますけど、152ページの企業立地推進事業。動画したり、セミナーしたり、果たしてどういう意味で企業を誘致していくのか。これはふるさと納税の中の何番目かにあった話の中の、ふるさと納税を使つての企画なんだろうけど、具体的にどのような企業立地推進をしていくのか、わからなければわからないでもいいんですけど、これからだということであればこれからでも構いませんけど、その辺の説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。1点目の道の駅に関してでございますけれども、現在、基本計画と、あわせて事業手法の検討を実施させていただいております。先週の一般質問の中でも申し上げたかと思いますが、その納期は今月下旬ということでございまして、その結果を踏まえまして、次のステップとなります基本設計の予算を新年度に計上させていただ

ております。私どもといたしましては、場所は、総野地区の松野地先ということで進めさせていただいておりますけれども、そこを、国交省の言う小さな拠点づくり、そういうまちづくりも視野に入れまして、一つといたしまして、せんだってＪＲの減便の話も出ましたけれども、そういう鉄道の大量輸送の時代から、現在ですと、マイカーで訪れてご自身が行きたいところに行かれるという社会情勢の中、圏央道が開通しまして、市原鶴舞から見えますと、松野地先が市の玄関口となりますので、まずそこで市の観光情報を発信して、市内各方面に足を運んでいただきたいということと、それがインプットと申しますか、もう一つがアウトプットといたしまして、市の特産品ですとか、農林水産物、ももろもろございますので、一つの販路として整備してまいりたいと考えております。そういう中で、来年度が基本設計と、さらに、建物を整備した後、どういう管理体制がよろしいかというところを、その先にまた検討の期間を設けたいと考えております。

続いて、152ページの企業立地事業でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、本年度は、都心から企業に勝浦にお越しいただいて市内をごらんいただくということを実施しておりますけれども、平成30年度は、企業にプラス移住希望者も募って、ご来勝いただいて勝浦市を広く見ていただいて、今度、そういう方が起業なり、そういう方向にいただけたらということで、30年度は企業プラス人、移住者を募って、そういうツアー、セミナーを開催したいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） 認定こども園の、今の中央保育所の解体の関係だと思っておりますが、これにつきましては、指名での入札というふうに考えております。ただ、本体工事につきましては1億5,000万円以上ということになりますので、制限付きの一般競争入札ということで考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。1点目の勝浦荒川線の道路改良工事でございますが、まず、道路構成といたしましては、車道が2.75メートル、歩道が3メートル、路肩が0.75メートル、また、歩道側の保護路肩が0.5メートルという内容であります。また、以前の議会では概算工事費を6,900万円程度ということでお答えさせていただいているのでありますが、今回は、現在、道路の詳細設計業務委託途中でありまして、概算工事費がまだ出ておりません。また、過日の議会でもお答えしましたとおり、新規のインフラ整備に係る社会資本整備総合交付金のほうは、要求額に対して満額つくことはこれまでありませんでした。したがって、社会資本整備総合交付金を効率よく使っていきたいという考えから、工事費中の概算工事費ということで今回4,000万円を計上させていただいたものであります。

2点目の緊急安全確認大規模建築物耐震改修の補助金でございますが、これは昭和56年5月31日以前に建てられた建物対象で、また、今回はホテルということで、階数が3階以上、かつ5,000平方メートル以上のものが該当となったものであります。それで、今回、市内に三日月ホテル以外に該当する建物があるかといいますと、塩田病院があります。今回、この予算計上をするに当たりまして、意向調査を行った結果、三日月ホテルのほうの手が挙がりまして、予算要求をしたものであります。これは、平成31年3月31日までに耐震改修の設計の契約が締結されていることが前提となっているものであります。市内においては、今回の条件をクリアしたのがホテル三日月ということでありました。

3点目の、集合住宅と空き家住宅のリフォーム補助の1件ずつということではありますが、この制度ができてから、2年とか1年が経過したものでありますが、これまで実績がございませんでした。したがって、実績がなかったために、1件だけ、とりあえず予算要求はさせていただいて、また、そういうニーズが増えた場合には補正対応とかを考えてまいりたいと考えていますが、とりあえず今までに実績がなかったことから、1件ずつを計上させていただいたものであります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えいたします。技術棟の面積ですが、184平米でございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 道の駅の話ですけど、この議会でも予算づけをされながら、28日、本来であれば、もう少し前倒しで、私たち議員としても、その辺を見ながらお話ししたいという旨は、私以外の人は知らないですけど、私はそう思います。来年はこの予算で基本設計。私たち議員としても、この基本設計の中である程度方向性を共有すべきものがあるんじゃないか。それは全員協議会で説明すれば終わりというよりも、ある程度認識の中でどうなのかというものを、ぜひ今後いろいろな面でお願いできないかということでもあります。

そして、ここに、当時、1,000万円ぐらいついていたのかな、調査する段階の話の中で、1,000万円の2,400万円、3,500万円近い金。具体的に、もっとわかりやすく論議できるものにしていただきたい。全員説明でも、市長はそれなりに説明していただきましたけど、もっと内容の濃いものに、できればしていただきたいという願いです。今後の問題の中でも、月末の28日に上がってくるのであれば、当然また全員協議会なり開いて議員の皆さんにはお知らせすると思いますが、これはそのくらいで私も終わりにします。

そして、企業立地。企画課に今話していますが、企業立地に関しては、確かにアピール方法をもってやるんですけど、ここに移住・定住する当たっても、生活の基盤というのがありますから、生活の基盤を踏まえた移住・定住の問題を踏まえた企業立地、企業のほうは金をどれだけ持っている企業かわからないですけど、ここに住まわすためにはお金を潤沢に使って住まわせるのかわからないですけど、とにかく、500何万もついているのであれば、もう少し前向きな面で、はっきり言って具体的にわかるもの、先ほど来の、前段者があれしたように、観光の人間がもう辞めちゃった。それは薄々私も考えていたんですけど、もっと真剣になってこのまちのことを論議していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それもいいです。

あと、荒川線。確かに社会資本整備、今回の議会でもあれして、実際予算的に何割くるのかという問題もあるんでしょうけど、あの串浜企画から始まって、そしてエジソンパワーにあれして、ゴールドマンサックスに移る中で、一つだけ残念なことは、私も企業が勝浦市の財政でやっていただきたくないものの中でもありますから、この道路の問題に関しては、当時の串浜企画の方にも言ったつもりもあるんですけど、それが何で勝浦市になってくるのか、それは林地開発で道路は関係ないんだと、さんざん議会の中でもあった話の中で、あそこは平成4年に串浜企画が土地保有税の問題からなって、その後、私は11年からこの議会に出席させてもらっていますが、当時から、あの道路問題というのは、当時の公明党、共産党、そしていろいろな先輩議員の方から、これは大事な荒川線なんだという認識のもとに進まなかったというだけに、この道路というのを、

本来であれば市単で勝浦市がやるべき問題もあろうかと思うんですけど、企業の中での話であったものですから、これは残念に思える問題であるんですけど、そこに法面と、先ほどの車幅、側溝、道路敷の問題は説明を伺ったんですけど、皆さんの生活の安全の、荒川線は基本道路でありますから、それにしても4,000万円のお金がここに今の段階で入っていくとはいというのは、ちょっと違うのかなと思うんですけど、それを言っても、予算書に上がってきて審議していく上でどのようにするかということもありますから、これもここで終わりにします。

そして、もう一つ、大規模安全対策の耐震の、塩田病院、今の中でやっとわかる話、聞かなければわからない。何で三日月だけなの。塩田病院は8階建てであります。病院も安全、ホテル側も安全、それは予算的づけの問題から、設計計画の契約の内容までである中で、説明を今聞くからわかる。塩田も出せば、その辺でどう出るのかという問題。塩田とは私も知らなかったですけど。そのほか3階以上。3階以上というのは3階も入りますから、3階の建物がどこにあるか私もわからない。1点だけ、この耐震に関しては、全体3階以上の基準と、そして5,000平米以上の基準があれば、この辺のお金の予算づけはしていただけるのか、ほかの用途は別にして。その辺、再確認しておきます。

それと、先ほどの集合住宅、空き家、今、勝浦の中で、集合住宅のアパートというのは、学生の少子化の中で少なくなっている中で、集合住宅をどのように改修したらいいのか。人口が減ってくる中で空き家は何件も出てきます。皆さん、使えるものは使いたいという願望もあるでしょうから、この集合住宅の件も、1件の基準をどのように定めていくか、その辺、お願いします。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。まず、1点目の大規模のほうの基準であります。先ほど申し上げたとおり、該当する建物、建築年、それは昭和56年5月31日以前に建てられたものであるということ。基準は、今回ホテルということで申し上げましたが、小学校、幼稚園とか、公衆浴場とか、ずうっとその項目は多岐にわたります。今回はホテル三日月ということで出てきました。まず、交付の対象になるにほうですけれども、先ほど申し上げたとおり、平成31年3月31日までに耐震改修の設計の契約が済まされているということが大前提になります。この改修の契約をするということは、その前に耐震診断をやっていないとだめなんです。時限的に平成31年3月31日、要は30年度末までに改修の設計の契約が済んでいないとだめだということです。今回は、それをクリアしたものはホテル三日月1件だけでした。塩田病院のほうは、うちのほうから打診したところ、今回うちのほうはやらないということでありました。今回のホテル三日月のほうは、国土交通省の補助金になります。あと、厚生労働省の補助金もセットされていて、塩田病院は恐らくそちらを使うのではないかとこのように考えております。

2点目の、集合住宅の改修の内容であります。これは要項を平成28年度に策定したものでありますが、民間のアパート、これは1人用のアパートの個室を、家族用に1つを2つに改修したときに該当するものであります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 今の説明で、保育園、幼稚園、小学校ということもあるんですけど、勝浦に来てお金を使ってくれる企業、病院なんかも安心できるもの、あるんですけど、確かに平成31年3月までに耐震診断をしてから耐震工事にかかる、それはわかります。要は、三日月どうのこう

のではなくて、市でも、そういう建物の関係も、今の話を聞くと、これは民間に出せという国のほうの話なのかという問題もあるわけです。民間の工事にこのお金を出して、民間の体力をつけてもらい、耐震の問題は終わりという問題なのか、全体的なバランスの中の、3階以上、昭和48年から耐震始まっているんだけど、その前、以降の建物であれば全部使えるのか、その辺を再度お聞きします。

2点目の集合住宅。確かに2戸1、八王子でもどこでも2戸1の問題というのは昔からある。2戸1戸に。住宅が狭い中で2戸1。勝浦の学生住宅も6畳1間を2戸1で2DKにする。そこで50万円であるのかないのか、それは費用対効果の問題あるんでしょうけど、確かに勝浦の場合は、2DKの住宅というか、一般用住宅のアパート少ないので、その辺が推進できていけば、武大生も減ってくる中、そういう問題あるので、これは今聞いてわかりました。ぜひ、市民のほうにあわせれば、その辺の改修工事も入ってくる。ただ、補助金も大変になるんでしょうけど、そういう施策であれば、ぜひお願いしたい。1点だけ、先ほどの前段の件、お願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。建築年、建築の規模、それが全部該当すればなるかということではないものであります。今回のホテル三日月に関しましては、津波被害のときの避難場所に指定されております。この避難場所に指定されているということが今回の補助金の該当にもプラスされて、要件としてセットされているものであります。以上です。

延 会

○議長（岩瀬洋男君） お諮りいたします。本日の日程はまだ一部残っておりますが、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。明3月6日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。本日はこれをもって延会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時10分 延会

本日の会議に付した事件

1. 議案第11号～議案第25号の上程・質疑・委員会付託